

可認局遞驛

明治十九年十二月十一日發兌

第一級

英吉利法律講義錄

第十三號

英吉利法律學校



目次

英吉利法律講義錄

一 契約法

(第十一號
ノ續キ)

法學士

土方

寧

一 英國刑法

(第十號
ノ續キ)

法學士

澁谷 慥爾

一 論理學

(第九號
ノ續キ)

文學士

坪井九馬三

一 經濟學

第十二號十一月十一日發行

駒井重格

此等ノ場合ニ於テ金錢ヲ拂フヘキ義務ハ今日ニテ云ヘハ契約ニ基ク
者ナルカ如クナレトモ當時法律上ノ考ニテハ其義務ノ原因ハ約束ニ
アラスシテ寧ロ現ニ受ケタル利益即チ負債ナリト見做セシナリ借金
ヲ返却セサルハ現ニ受取りタル金錢ヲ拂ハサルモノナリ買物ノ代價
ヲ拂ハサルハ買物ノ代價トシテ賣主ヨリ借りタル金錢ヲ以テ代價ヲ
拂ヒ其借金ヲ拂ハサルニ均シ又賃錢ヲ拂ハサルトキモ亦猶ホ金錢ヲ
借りテ之ヲ拂ハサルニ均シ之ヲ要スルニ負債訴訟ハ前ニ述ヘタル抑
留訴訟ノ性質アリテ他人ニ屬スヘキモノヲ所持スルモノナレハ不法
ナリトノ考ニ出テタルモノニシテ羅馬法ノ所謂物約ノ場合ニ於ケル
カ如ク約束ノ爲メニ義務ヲ生スルニアラスシテ現ニ得タル利益ノ爲
メニ義務ヲ生スルモノト爲セルナリ

凡金錢ハ他ノ物品トハ異ナリ現ニ之ヲ所持スル者ヲ以テ持主ト爲シ

假令其金錢ハ不正ノ所爲ニヨリ得タルモノト雖モ尙ホ之ヲ以テ其者ノ所有トナス古語ニモ金錢ニハ耳號ナシト云ヘルカ如ク今日ハ決シテ借主ヲ以テ貸主ノ金ヲ預カリタルモノトハ爲サスト雖モ古昔ハ皆ナ負債主ヲ以テ貸主ノ金錢ヲ預カリ居ルモノ、如ク思惟セシカ故ニ之ヲ返還スルノ義務ハ契約ノ有無ニ關セサル負債ニ原因スルモノニシテ即チ抑留訴式ニ類スル負債訴式ニヨリ訴フヘキモノトセシコトナリ

斯ノ如ク契約上ノ訴ニハ「コベナント」及ヒ負債訴式ノ二様ノ外他ニ契約ニ基ク所ノ訴ヲ起スヘキ名義ナカリシヲ以テ譬ヘハ賣買ノ契約ヲナシ未タ賣主ニ於テハ物品ヲ引渡サス買主ニ於テハ代價ヲ支拂ハサルトキハ假令賣買主孰レノ對手ニ於テ其約束ヲ履行セサルコトアルモ之ヲ訴フルノ途ナカリシ尙ホ詳言スレハ既行ノ契約即チ既行ノ約

因テ以テ成立スル契約ハ負債訴式ヲ以テ之ヲ訴フルコトヲ得シモ未
 行ノ契約ハ負債訴式ニヨリ訴フルコトヲ得サリシカ故ニ捺印證書ヲ以
 テスルニアラサレハ法律上之ヲ保護スルコトナカリキ
 然ルニ其後時移リ星變リテ終ニ法律上約束ニ義務ヲ生セシムルノ効
 アルコトヲ認ムルニ至リ「ケース」ノ訴訟ヲ以テ違約ノ場合ニ適用スル
 コト、ナレリ然レトモ未タ「ケース」ノ訴ヲ以テ直ニ違約ノ場合ニ適用
 スルコト能ハス必ス最初ヨリ不法(マールヒザス)ノ事ヲ爲シ依テ人ニ害ヲ及ホシタ
 ル場合ニノ「ケース」ノ訴訟ヲ用ユルコトナリシカ後ニ至リ終ニ當初
 ヨリ非行ナキモ苟モ事業ヲ擔任シ始メタル以上ハ猥リニ之ヲ中絶シ
 テ害ヲ生セシメサルノ義務(は)ミスフヒサンス「アルモノトシ此義務ヲ盡
 サ、サルトキハ」「ケース」ノ訴訟ヲ用ユルコトヲ許セリ譬ハ他人ノ物
 品ヲ甲地ヨリ乙地ニ運送スルノ約束ヲナシ中途ニシテ之ヲ委棄シタ

ル場合ニ於テハ現ニ委託セラレタル物品ヲ運送スルコトハ不法ニア
ラス又約束通り之ヲ運送スルノ義務アルニアラスト雖モ契約ノ有無
ニ拘ハラズ他人ノ所有物ヲ害スヘカヲサルノ義務アルヲ以テケース
ノ訴式ニヨリ訴フルヲ得ヘキモノトナセリ又甲乙ニ乙ノ材木ヲ以テ
其家ヲ建築センコトヲ約シ未タ建築ニ從事セサルトキハ假令約ヲ履
マサルモ之ヲ訴フルコトヲ得サルモノトセリ然レトモ既ニ從事シ未
タ充分屋根ヲ葺カスシテ爲メニ損害ヲ生シタルトキハ之ヲ訴フルコ
トヲ得セシメタルコトアリ

其後法律ハ漸ク約束ニ因リテ約束通りノ義務ヲ生スヘキコトヲ認メ
約束者若シ約束ヲナシタルカ爲メニ利益ヲ得ルカ又ハ受約者若シ約
束ノ利益ヲ得ルカ爲メニ損害ヲ受クルコトアルトキハ約束通りニ爲
スヘキノ義務アルモノトスルニ至レリ譬ヘハ甲ハ乙ニ雇ハレ家屋ノ

建築又ハ荷物ノ運送ヲ約シタル場合ニ於テ乙若シ甲ニ對シ賃錢ヲ拂
フノ約束ヲナシタルトキハ甲乙互ニ各其約束ヲ盡スノ義務アルモノ
ニシテ甲乙孰レノ對手ニテモ其約束ヲ履行セサルトキハ⁽¹⁵⁾ノンフヒサ
ンス裁判所ノ干涉ヲ仰クコトヲ得ヘキ訴權ヲ生スルモノトセルナリ
爰ニ於テケースノ訴訟ノ外更ニ他ノ訴訟式ヲ生シ始メテ今日謂フ所
ノ契約ノ思想ヲ生セリ之ヲ⁽¹⁴⁾アツサンブシツトト云フアツサンブシツ
トトハ元來ハ擔任ノ意ナリシカ今日ニテハ約束ノ義ヲ有セリ今假リ
ニ之ヲ約束訴式ト譯ス之ヨリシテ契約上ノ訴訟ニコベナント「デツト」
及ヒ「アツサンブシツト」ノ三種アルニ至レリ
約束訴訟ハ古來存セシ訴訟ノ名義ニテ訴フ能ハサル場合ニ適用スル
ノ主旨ヨリ起リタルモノナルヲ以テ始メハ「コベナント」又ハ「デツト」ノ
訴訟ヲ以テ訴フルヲ得ル場合ニハ之ヲ用フルコト能ハサリシガ「デツ

(~)Special assumpsit
(ε)General assumpsit
(ε)Indebtatus assumpsit

ト「訴式」ノ場合ニハ「訴訟上」ノ或ル困難アリシニヨリ「約束訴式」ヲ希望スル者多ク遂ニハ「デット」訴式ニテ訴ヘ得ル場合ニモ此訴式ヲ用フルコトヲ得ルニ至レリ

其後亦「約束訴式」ニ二ノ細別ヲ生セリ一「ス、ペシアル」アツサンブシツト「下」云フ「特別約束訴訟」ノ義ナリ他「セ」子ラルアツサンブシツト「下」云フ「一般ノ約束訴訟」ノ義ナリ、一般ノ約束訴訟ヲ又「インデビテータス」アツサンブシツト「下」云フ「負債約束訴訟」ト云フ義ナリ

特別約束訴訟ハ事實約束通りノ事柄ヲ訴狀ニ陳述シテ約束上ノ金錢支拂違約ノ損害金ヲ請求スルトキニ用フルモノニシテ實際ノ約束ニ基ク訴訟ナレハ原告ニ訴權アルコトヲ證明センカ爲メニハ事實ノ要點ヲ悉ク記載スルヲ要シ若シ之ニ缺漏アルトキハ其訴狀ヲ却下セラレヘシ去レト詳細ニ過キテ餘計ノ事ヲ記サンカ原告ニ不利アリ凡ソ

訴訟ヲ起スニハ裁判所ヲシテ原告ニ訴權アルコトヲ認メシムルニ必
要ナル丈ノ事柄ヲ訴狀ニ記シ其餘ハ之ヲ訴狀ニ記サスシテ被告ノ答
辯ヲ待チ再答辯スルヲ以テ最モ原告ノ利益トスル所ナリ今始メヨリ
之ヲ詳細ニ記ストキハ原告ハ大ニ不利ナルヘク去レハトテ之ヲ記サ
、ルトキニハ或ハ訴狀ヲ却下セラル、不便アリ是ヲ以テ遂ニ一般ノ
約束訴訟ヲ生スルニ至レリ

此負債約束式ニ於テハ實際ニ爲シタル契約又ハ其他ノ取引ヨリ生
シタル事實ヲ訴狀ニ記サスシテ唯其事實ヨリ生スル所ノ被告ヨリ原
告ニ對シ金錢ヲ拂フヘキ義務ヲ盡スヘキ約束ヲ被告人ニ於テナシタ
ルモノト看做シ其約束ヲ根據トシテ出訴スルモノトス所謂准契約ナ
ルモノハ此負債約束式ニヨリテ生セシモノナリ
負債約束式ヲ以テ訴フル場合ハ金錢ヲ貸シタルトキ、賣買ヲナシ現

ニ物品ヲ渡シタルトキ現ニ仕事ヲナシ貰ヒタルトキ等ノ眞ニ契約トモ稱スヘキモノ、根據トナリ居ル場合ニモ之ヲ適用スルコトヲ得又眞ニ契約ノナカリシ場合ニモ准契約ニヨリテ之ヲ適用スルコトヲ得ヘシ譬ヘハ豫メ依頼セラル、コトナクシテ他人ノ爲メニ金錢ヲ立替ヘタルトキ又ハ間違ニテ金錢ヲ支拂タルトキニモ此名義ニテ訴フルコトヲ得ヘシ是レ金錢ヲ支拂フヘキ義務アル人ハ法律上其義務ヲ盡スヘキ約束ヲナシタルモノト見做セハナリ

以上説明スル所ノ約束訴式ニ二種ノ細別アルコトハ強テ必要ノコトニハアラス去レト契約上ノ訴訟式ハ始メ「コベナント」ト「デット」ノ二種ニ限レルモノナリシカ後漸ク約束訴式ヲ生スルニ至リ凡ソ約束ヲ履行セサルハ恰モ身体財産ヲ害シタルニ均シキモノニシテ之カ損害ヲ償ハサルヘカラストノ思想ヲ生シ終ニ千五百年ノ頃ニ至リテ始メテ

約束ヲ以テ義務ヲ生セシムルノ効力アルモノトスル様ニナレルコト
ニ注意セサルヘカヲサルナリ

余ハ前ニ羅馬法ノ認ムル契約ノ發達ト英國法ノ認ムル契約ノ發達ト
同一ノ點アルコトヲ述ヘタリ羅馬ノ契約ハ口約書約ノ如キ式ヲ經タ
ルカ或ハ現ニ利益ヲ得タルニヨリ之ヲ償フ義務アル場合即チ物約ノ
三種ニ限レリ英國ニテモ亦記録契約捺印契約ノ如キ式ヲ經タルカ又
ハ羅馬ノ物約ニ該當スル所ノ負債訴式ヲ以テ訴フヘキ場合即チ現ニ
利益ヲ得タルモノニ代ル丈ノ義務ヲ負フ場合ニ限レルモノニシテ羅
馬英國共ニ對手間ニ在リテハ約束ニ法律ト同一ノ効力ヲ有スルモノ
トセシハ實ニ後來ニ至テ認メタルモノトス是レ同一ナル點ナリトス
去レト羅馬ノ合意約ノ場合ニ於テ合意ノミニテ契約ノ効アリトシタ
ル所以ノモノハ賣買、賃貸、等ノ日常普通ニ行ハル、約束ニシテ是等ノ

契約法

百三

約束ハ一日モ欠クヘカラサルカ故ニ特ニ例外トシテ之ヲ保護シ別ニ
 式ヲ履ムヲ要セスシテ有効ノモノトセルナリ故ニ約束ニ加フルニ原
 因アリタルトキハ之ヲ保護スヘシトセルニハアラス羅馬ニハ英國ニ
 テ今日所謂約因ノ思想ハナカリシヲ以テ羅馬法ヲ繼受シタル獨逸ニ
 モ約因ノ考ナク亦佛國ニハ原因(コト)ト名クルモノアレトモ英國ノ約因ト
 ハ同シカラス佛國民法ノ契約篇ノ中ニ法ニ背キタル原因、詐欺錯誤ニ
 基キタル原因アルトキハ契約ヲ無効ナラシムヘシト記載シアレトモ
 是レ背法又ハ眞正ノ合意ナキニヨリ契約ノ効ナシト云フモノニシテ
 若シ詐欺錯誤モナキ適法ナル眞正ノ合意アルトキハ毫モ其他ニ英國
 法ニ云フカ如キ約因ヲ要セサルナリ爲約者ニ義務ヲ負フヘキ眞正ノ
 合意アレハ足レリ故ニ爲約者ニ義務ヲ負フヘキ眞正適法ノ意思アリ
 ト見做シ得ル各場合ニハ必ス義務ヲ生スルモノトスルナリ佛法ニ云

フ原因ト英法ニ云フ約因トノ異同ハ約因ヲ説ク所ニ至リテ更ニ之ヲ再説スヘシ

然レトモ英國ノ契約法ニテハ贈與ヲナスヘキ約束ノ如キハ之ヲ捺印證書ヲ以テナスニアラサレハ無効トスルモノニシテ爲約者ニ於テ損スル代リニ利益ヲ得ルカ又ハ受約者ニ於テ利スル代リニ損失ヲ受クルコトアルニアラサレハ如何ニ結約對手カ眞ニ約束スルノ意思アルモ其約束タル唯道德上ノ効力アルニ止マリ決シテ法律上契約ノ効力ヲ生セサルモノトス元來英國法ニテ常種契約ヲ認ムルニ至リタル所以ノモノハ或ル要素ヲ具備スル所ノ約束ニ背クハ私犯ニ均シトノ意ニ出テタルモノニシテ既ニ約束ニヨリ利益ヲ得ナカラ後ニ至リ違約スルハ他人ノ財産ヲ毀損スルニ均シキモノナレハ法律ハ之ニ干涉シテ約束通り之ヲ履行セシメサルヘカラストノ考ナリシナリ故ニ英國

法ニ於テ約束ニ契約ノ効アルコトヲ認メタルハ羅馬法ノ如クニ式ヲ履マサル契約ト雖モ或ル種類ニ限り例外トシテ之ヲ保護スルト云様ヲナル狹隘ナルモノニハアテサルナリ是レ羅馬法ト英國法トノ沿革上異ナル點ナリトス

以上英國法ニ於テ今日吾人ノ契約ト稱スルモノ、性質アル常種契約ヲ認ムルニ至リシ沿革ノ大要ヲ説明セリ以下常種契約ノ事ヲ説明スヘシ

常種契約
ノ成立

凡ソ常種契約ノ成立ニ必要ナルモノハ合意ト約因ノ二ナリ今約因ヲ後ニシテ先ツ合意ヨリ論スヘシ

合意ノ定義ハ前既ニ之ヲ説明シタルヲ以テ今復タ爰ニ之ヲ贅セス直ニ合意ノ生スル方法ヨリ説明スヘシ

合意ハ概子申込ヲ承諾スルヨリ生ス凡ソ契約ヲ結フ對手ノ一方孰レ

ニテモ先ツ結約ノ意ヲ發言シ之ヲ受ケタル者ニ於テ其發言ニ應スル
トキハ爰ニ合意ヲ生スヘシ故ニ合意ヲ分析スルトキハ其成立ノ際ニ
アリテハ申込ト承諾トノ二者アルコトヲ知ルヘシ又之ヲ裏面ヨリ説
明スレハ申込ト承諾トヲ合スレハ合意ヲ生スヘキヤ明ナラン
爰ニ合意ハ概子申込ヲ承諾スルヨリ生スト云ヒ概ネノ制限ヲ設ケタ
ル所以ハポロツク氏ノ如キ申込ト承諾トノ方法ニヨラスシテ合意生
スヘシト主張スル論者アレハナリ氏ノ言ニ曰ク申込ヲナスニ捺印證
書ヲ以テスルトキハ其申込ハ承諾ヲ待タスシテ約束ノ効アリ故ニ合
意ハ承諾ヲ待タスシテ生スルコトヲ得ヘシト(爰ニ合意ト云ヒ約束ト
云ヒタルハ殆ント同意味ナリ)然レトモ捺印證書ヲ以テシタル契約ハ
約束即チ合意ヲ法律ニ於テ未タ認メサル以前ヨリアリタル契約ニシ
テ今日ノ所謂契約ノ思想ヲ分析シテ捺印證書ヲ用ヒタル場合ニ適用

セントスルハ誤謬ナリト云ハサルヘカラス凡ソ捺印契約ハ一種特別ノモノニシテ決シテ學理上契約ノ性質ヲ備フルモノニアラス唯英國現行法ヲ講スルニ於テ此場合ハ申込ト承諾トヲ兼備セスシテ契約ヲ生スル例外トナスヘキノミ

又氏ハ契約者協議ノ上第三者ヲシテ契約書ヲ認メシメ之ヲ以テ双方ノ契約トナスコトアリ斯ノ如キトキハ其契約對手ノ孰レヨリ先ツ發言シタルモノナルカ要スルニ双方共ニ同時ニ承諾シタルモノナルヘシト成程斯ノ如キ場合ニ於テハ結約對手ノ孰レノ一方ヨリ先ツ申込ミ他ノ一方ニ於テ承諾シタルモノナルヤ之ヲ明ニ區分スルコト能ハサレトモ到底孰レヨリカ第三者ニ托スヘシト發言シタルモノナルヘク即チ其人申込者ナリト見ルニ足ラン去レトモ斯ハ例外ノ場合トシテ解明スルモ可ナリ改ニ合意ハ概ネ。申込ヲ承諾スルヨリ生ストハ云

申込及ヒ
承諾ニ關
スル規則

ヒタルナリ
次ニ申込承諾ニ關スル規則ヲ説明スヘシ而シテ之ヲ説明スルニハ便
宜ノ爲メ數字ヲ冠シテ其區分ヲ明ニスヘシ去レト敢テ法律ノ正條ア
リテ斯ノ如キ順序ヲ設ケタルニアラス判決例ニ因リ確定セル規則又
ハ是等ノ規則ヨリ推測シ得ヘキ結果ヲ取纏メテ之ヲ説明スルモノナ
リ

第一 申込ハ承諾後契約ニ變シ得ヘキモノナルカ又ハ契約ニ變シ
得ヘキ承諾ノ事項ヲ示シタルモノナラサルヘカラス
申込ニ對スル承諾アレハ爰ニ契約ヲ生スルモノナレハ申込ノ中ニハ
契約ノ生シタル後其契約ノ事柄ハ如何ナル性質ノモノナリヤテ示ス
所ノ事柄ヲ含ムコトヲ要ス
凡ソ言語ニテ申込ヲ爲シタルトキハ其申込ニハ契約ニナリ得ヘキ丈

ノ原素ヲ具備セサルヘカラス何トナレハ承諾ニヨリテ申込カ契約ニ
變スレハナリ若シ處爲ニテ申込ヲナシタルトキハ契約ハ承諾ノ中ニ
在リテ存スルモノナリ斯ノ如キ場合ニハ申込ノ中ニ契約ノ事柄ヲ含
マサレトモ申込ニ於テ之ヲ差示シタルコトアルヲ要ス譬ヘハ十圓ニ
テ物品ヲ賣ルヘシト云ハ、言語ニテ申込ヲナシタルモノニシテ承諾
サヘアレハ双方義務ヲ負フ所ノ契約ヲ生スヘシ去レト此書物ヲ十圓
ニテ買フナラハ賣ルヘシトテ友人ノ宅ニ置キ去リタルトキ友人ノ
受取ルコトアレハ即チ承諾ノアリタルモノニシテ契約ヲ生スヘシ此
場合ニハ承諾カ變シテ契約トナリタルモノナレトモ其義務ノ廣狹ハ
申込ノ中ニ含メリ之ヲ以テ申込ノ中ニハ契約ノ事柄ヲ含ムカ又ハ之
ヲ差示スコトアルヲ要スルナリ

第二 申込ニハ法律上ノ關係即チ權利義務ヲ生セシムヘキ意思ア

ルコトヲ必要トス
此事ハ合意ノ要件ヲ論シタルトキニ説明シタルニ同シ譬へハ遊歩ス
ヘシト約スルカ如キハ法律上契約ノ効ヲ生スルモノニアラス法律外
ノ契約ト雖モ其形ニ於テハ敢テ法律上ノ契約ニ異ナルコトナシト雖
モ法律外ノ契約ニアリテハ若シ違約スルコトアルモ之ヲ訴フルコト
能ハサル點ニ於テ大差アリ又結約對手ニハ法律上ノ關係ヲ生セシム
ヘキ意思アルモ之ヲ生セシメ能ハサル場合ハ不可ナリ譬へハ父カ子
ニ約シテ汝若シ苦情ヲ鳴ラサ、ルナラハ金圓ヲ與フヘシト云フモ契
約ノ効ナシ何トナレハ苦情ヲ鳴ラサスト云フカ如キコトハ漠然タル
モノニシテ契約ノ効ナク從ツテ他ノ約束ヲ有効ナラシムルノ約因ト
モ成ルヲ得サレハナリ又契約上ノ義務者自ラ其義務ヲ履行スルモ亦
之ヲ履行セサルモ自由ナラシムル所ノ條件アルモノハ無効ナリ何ト

ナレハ斯ノ如キ條件ハ契約ヲ打消スノ効アレハナリ譬ヘハ氣ニ入り
タラハ代價ヲ拂フヘシトテ物品ノ賣買ヲナシタルトキノ如シ
第三 申込ト申込ノ招キトハ之ヲ區別セサルヘカラス
申込ハ結約スヘキ意思ヲ人ニ示スコトニテ其通リニ承諾スル者アレ
ハ權義ノ關係ヲ生セシムヘキ決意アリタル者ナリ、申込ミノ招キハ他
人ノ申込ヲ招クマテノ事ナリ此區別ハ理ニ於テハ判然トシテ一目明
瞭ナレトモ實際ニ於テハ申込ナルヤ將タ申込ノ招キナルヤ判斷ニ苦
シム場合少カラス譬ヘハ何色ノ犬紛失シタルニ付御連レ被下候方ニ
ハ金十圓謝禮トシテ進上スヘシト廣告ヲナシタル時ハ申込ヲナシタ
ル者ニテ若シ犬ヲ連レ來ル者アレハ其者ハ即チ所爲ニテ承諾ヲナシ
タルモノニシテ廣告者ニ於テ十圓ヲ拂フヘキ義務ヲ生スヘシ去レト
家屋賣却致度ニ付御望ノ方ハ御一覽アリタシト廣告シタル如キハ申

込ノ招キニシテ假令買ハント云フ人アルモ未タ契約ヲ生スルコトナシ、此例ハ言語上其申込ニアラサルコト明ナレトモ申込ノ形アリテ其實申込ニアラサルカ如キモノアリ譬へハ勸工場ニ正札付ノ物品アリ是ハ申込ナルカ將タ申込ノ招キナルカ申込トスレハ買ハント云フ者アレハ契約ヲ生スヘク若シ申込ノ招キトスレハ買ハント云フ者アルモ其買ハント云フコトガ即チ申込ニシテ之ニ應スルト否トハ店主ノ隨意ナレハ未タ契約ヲ生セサルヘシ而シテ此場合ハ申込ニアラスシテ申込ノ招キナリトス、又米商ノ店頭ニ一圓ニ付上白一斗五升ト記載シタル札ヲ出スモ申込ノ招キニシテ申込ニアラス故ニ相場ノ替ハリタルニ未タ其札ヲ書キ改メスシテ尙ホ前ノ札ヲ出スコトアルモ米商ハ其札通りノ價ニテ賣サルヘカラサルモノニアラス是レ唯客ノ注意ヲ匿クニ過キザルモノナレハナリ

又申込ナルカ將タ申込ノ招キナルカ疑ハシキ場合アリ譬ヘハ新聞紙上ニ瀛車發着時間表ヲ廣告スルハ申込ナルカ將タ申込ノ招キナルヤ若シ申込ナリトセハ其規則通り切符ヲ買ハント云ハ、契約成立スルモノニシテ時間通り發車セサレハ違約トナルヘシ去レト右ハ申込ニアラスシテ申込ノ招キナリトス尤モ此說ニ反對ノ如ク思ハル、近例アリソハデントン對大北鐵道會社ノ訴件ニシテ原告人ハ倫敦ヨリピターボローニ來リ用濟ミノ上同夜中ニハルニ到リ用談スルノ約束ニテ右ノ鐵道會社汽車發着時間表ニヨリテ胸算シ時刻通りピターボロー停車場ニ到リハルニ行カントスルニ鐵道會社ニテハ切符ヲ賣ラス且ツ曰ク廣告ハ仰ノ如クナレトモ右ノ線路ハ既ニ廢シテ往復ヲナサスト於是原告ハハルニ到リ相談スルコト能ハサルヲ以テ切符ヲ賣ラサリシ必然ノ結果ニ付損害要償ヲ訴ヘシガ終結裁判ニ於テ被告

五當錄
三節

第二種ノ
正當殺害

Riot Act

宣告ヲ受ケタル者ヲ斬首シ斬首ノ宣告ヲ受ケタル人ヲ絞首スルトキハ彼輩ハ即チ謀殺犯タルヲ免レス如何トナレハ法律ノ命令ヲ遵奉シテ初メテ正當ノ殺害トナルニ其命令ニ違背シ自己ノ判斷ヲ以テ處刑ノ方法ヲ變スルヲ以テナリ

第二、左ノ場合ニ於ケル如キ公益ヲ保護スル爲メ人ヲ殺害スルモノハ正當ノ所爲トシ其罪ヲ問ハス

一、官吏等カ民刑事ノ場合ニ於テ其職務ヲ執行スル爲メ被告人ヲ逮捕シ又ハ逮捕セント企ルニ當リ被告人之ニ抗抵スルヲ以テ終ニ之ヲ殺害シタルトキ

二、官吏等カ一揆暴徒ノ集合スルヲ解散セシムル爲メ暴徒中ノ一二名ヲ殺害スルカ如キハ慣習法並ニ成文律上共ニ其罪ヲ問ハス(第一世デヨ一チ皇帝第一年ノ暴徒鎮壓條例)

三、典獄又ハ其他ノ官吏囚徒ノ攻撃ヲ受ケ之ヲ防禦スル爲メ囚徒ヲ

殺害シタル場合

四、官吏等其職務上重罪犯者或ハ他人ニ重傷ヲ負ハセタル者ヲ逮捕

シ又ハ逮捕セント企ルニ當リ犯罪者之ヲ知テ逃亡スルトキ追跡

シテ之ヲ殺害シタル場合

五、人民カ現在右ニ記載スル如キ犯罪者ヲ目撃シ之ヲ逮捕シ又ハ逮

捕セント企ル時犯罪者抗抵スルヲ以テ終ニ之ヲ殺害シタル場合

然リト雖モ以上列舉スル場合ニ於テハ皆犯罪者ヲ殺害スルノ必要即

チ殺害スルヨリ他ニ其目的ヲ達シ得ル手段ナキヲ證明セサル可カラ

ス故ニ斯ノ如ク必要ナケレハ正當ノ殺害トハナラサルナリ

第三種ノ正當殺害ハ殘虐非道ノ犯罪ヲ防ク爲メ他人ヲ殺害スル場合

ニシテ自然法ニ依ルモ又ブラクトン以降今日ニ至ル英國ノ法律ニ就

第三種ノ正當殺害

五當録
卷二附

Hof Act

は Twelve tables

ろ Athens

テ視ルモ是等ハ皆正當ノ殺害トセリ今茲ニ一二ノ例ヲ擧ケハ強盜謀
 殺或ハ夜中家屋ヲ破壊セント企ル者アルニ臨ミ其強盜或ハ謀殺セラ
 レントシタル人、家屋ノ所有主、其從僕又ハ其場所ニ現在スル者、防禦ノ
 爲メ之ヲ殺害スルモ其罪ヲ問ハサルカ如キ是レナリ然レトモ腕力ヲ
 用ヒスシテ他人ノ懷中ヲ盜取リ或ハ白晝他人ノ家屋ヲ破リタル者ヲ
 殺害スル如キハ強盜謀殺又ハ放火スル等ノ意ヲ以テシタル場合ニ非
 ラサレハ正當ノ殺害ト爲スヲ得ス猶太ノ法律ノ如キモ竊盜ヲ罰スル
 ニ曾テ死刑ヲ以テシタルコトナク單ニ夜中家屋ヲ破壊スル者ヲ殺害
 シタル場合ノミチ正當ノ殺害ト爲シ白晝家屋ヲ破ル者ヲ殺害スルカ
 如キ所爲ハ皆相當ノ刑ニ處セリ

ろ
 雅典ニ於テモ夜中ノ竊盜ヲ殺害スルノ所爲ハ正當トシ羅馬十二銅表
 ノ如キハ夜中ノ竊盜ハ勿論白晝ト雖モ兇器等ヲ所持スルトキハ之ヲ

英國刑法

第四種ノ
正當殺害ノ

殺害スルモ其罪ヲ問ハサルモノトセリ且羅馬法ニ依レハ自己又ハ親族ノ貞節ヲ防禦スル爲メ爲害者ヲ殺害スルハ正當ノ所爲トナシセル
テン氏ノ説ニ依レハ猶太法ノ如キモ亦然リトセリ英國ノ法律ニ就テ
視ルモ婦人カ他人ノ爲メニ強姦セラレントスルトキ防禦ノ爲メ之ヲ
殺害シ父或ハ夫カ其女又ハ妻ノ強姦セラレントスルヲ防ク爲メ爲害
者ヲ殺害スルカ如キハ皆正當ノ殺害ト爲スト雖モ承諾上姦通ノ場合
ニ姦夫ヲ殺害スルノ所爲ハ正當トナスヲ得サルモノトス
茲ニ又他ノ正當殺害アリ例ヘハ二人ノ沈溺者各其死ヲ免レンカ爲メ
互ニ一片ノ板纜ニ一人ヲ支ユルニ足ル片板ヲ爭ヒ遂ニ一人ヲ溺死セ
シムルカ如キ場合ハ自衛ノ原則ニ基キ他ノ生存者一人ハ法律ヲ以テ
罰スル能ハス米國裁判所ノ判決例ニ依レハ航海中他ノ船客ヲ助命ス
ル爲メ一人ノ船客ヲ海中ニ投スルモ其所爲ハ罰ス可カラサルモノト

excusable
homicide

宥恕スヘ
キ殺害

セリ然レトモ余ハ斯ノ如キ判決ニ服スルヲ得スロルドベイコンモ亦
破船ノ例ヲ舉ケ海上ニ投出サレタル二人相互ニ一個ノ片板ヲ争ヒ自
己ノ生命ヲ助クル爲メ他人ヲ斥ケ遂ニ溺死セシムルモ決シテ法律ヲ
以テ罰スルヲ得ス如何トナレハ他人ヲ斥ケルニ非ラサレハ到底自己
ノ生命ヲ助クル能ハサルノ必要アリ且ツ二人同一ノ危難ニ遭遇スル
トキハ他人ヲ顧ルノ暇ナク先ツ自己ノ生命ヲ助ケント欲スルハ自衛
ノ原則ニシテ人情ノ免レ難キコトナレハナリト云ヘリ

第二節 宥恕スヘキ殺害

宥恕スヘキ殺害ニ二種アリ誤テ他人ヲ殺害シ或ハ不意ノ争鬪ヨリシ
テ他人ヲ殺害スル場合即チ是ナリ第一種ハ正當ノ行爲中故意惡念ナ
ク誤テ他人ヲ殺害スル場合ヲ指スモノニシテ例ヘハ人アリ斧ヲ以テ
或ル事ヲ爲スニ當リ其頭飛テ側ニ在ル人ヲ殺害シ或ハ目標ニ向テ發

第一種ノ
宥恕スヘ
キ殺害

misadventure

tilt
tournament

砲シ不圖他人ヲ殺害スルカ如キ正當ナル行爲中不意ノ結果ヲ生スル
 モノヲ云フ又親師等カ其子弟ヲ懲戒シ官吏カ罪囚ヲ罰スルニ當リ子
 弟罪囚ヲ死ニ致ラシムル如キモ亦誤殺タルニ過キス如何トナレハ懲
 治スルノ行爲タル正當ノコトナレハナリ然リト雖モ懲治ノ目的ヲ以
 テスルモ其方法器械及ヒ刑罰ノ分量等其程度ヲ超過シ爲メニ致死セ
 シムルトキハ其情狀ノ如何ニ依リ或ハ殺人罪ナルコトアリ或ハ謀殺
 タルヲ免レサルコトアリ蓋シ過當ノ懲治ハ不正ノ行爲ナルヲ以テナ
 リコンスタンチン帝ノ法令ノ如キモ主人カ其從僕ヲ懲戒スルニ答若
 クハ禁錮ヲ以テシ誤テ死ニ致ラシムルモ其罪ヲ問ハサリシモ若シ棒
 又ハ石等ヲ以テ歐打シ死ニ致ラシメタル場合ハ有罪トセリ
 古代英國人ノ遊戯タリシ假戰シアヒ又ハ馬上モ創鬪ノ如キハ固ヨリ不法ノ行
 爲ナルヲ以テ右等ノ場合ニ於テ若シ武人劍客等ノ殺害セラル、コト

第二種宥
恕スヘキ
殺害

アレハ其殺害ハ謀殺或ハ殺人罪タルヲ免レスト雖モ主權者ノ命令ヲ以テ斯ノ如キ遊戯ヲ認可スル場合ハ其所爲正當ナルヲ以テ好シヤ死ニ致ラシムルコトアルモ誤殺タルニ過キス雅典羅馬等ノ法律ニ依ルモ政府ニ於テ公然許可シタル遊戯中他人ヲ殺害スルモ殺人罪ヲ以テ論スルコトナシ又甲者カ乙者ノ乘リ居ル馬ヲ鞭チタル爲メニ其馬激動シテ近傍ニ立チシ小兒ヲ蹴殺シタル場合ニ於テ乙者ニ取リテハ不慮ノ結果ナリト雖モ甲者ハ殺人罪ノ責ヲ免ル能ハス如何トナレハ他人ノ馬ヲ鞭ハ不正ノ行爲ナルヲ以テナリ要スルニ不正ノ遊戯若クハ行爲ヨリシテ他人ヲ致死セシムルトキハ爲害者ハ殺人罪ノ責ヲ免ル能ハサルモノトス

第二種ノ不慮ノ争鬪ヨリシテ他人ヲ殺害シタル場合ハ英國ノ法律ニテハ正當ト爲スヨリモ寧ロ宥恕スヘキ殺害トス而シテ斯ノ如キ不慮

ノ争鬪ヨリシテ自身ヲ防禦スル爲メ他人ヲ殺害シタル場合ト所謂正當防衛ニ出テ殺害者毫モ瑕瑾ナキ場合トハ能ク其區別ヲ詳カニセサル可カラス第二種ノ殺害ハ二人相争鬪シ怒ニ乗シテ終ニ其一人ヲ殺害スルカ如キ法律上雙方共ニ多少ノ過失アリト推測スル場合ヲ指スモノニシテ一方ニ於テハ毫モ瑕瑾ナキ正當防衛トハ全ク異ナルモノトス又誤殺ト正當防衛トヲ混同スル者アリト雖モ正當防衛トハ他ヨリ不法ノ攻撃ヲ受ケタルヲ以テ已ヲ得ス自身ヲ保護スル場合ニ適用スヘキモノナルコトハヘヌリ一第八世ノ布告及ヒ古代ノ法律ニ徴シテ知ルヘシ正當防衛ノ權アリトテ攻撃ノ權ヲ有スルモノニ非ラス如何トナレハ過去若クハ現在ノ損害ニ對シテハ爲害者ヲ攻撃スルヲ要セス單ニ裁判所ノ保護ヲ仰テ以テ救濟ヲ得レハナリ故ニ被害者ハ法律上此ノ權利ヲ使用スル能ハス正當防禦ノ答辯ヲ以テ殺害者ヲ宥恕

殺人罪ト
防禦殺害
ノ區別

スルニハ實際殺害スルノ外他ニ攻撃ヲ避クルノ方法アラサリシ場合
ニ限ルモノトス
又不意ノ争鬪ニ臨ミ自身ヲ防禦スル爲メ對手ヲ殺害シタル場合ト法
律上ノ所謂殺人罪トヲ區別スルハ甚タ困難ナリト雖モ今其區別ノ大
要ヲ擧グレハ一人カ他ノ一人ヲ殺害スルトキ雙方同様ニ相戦ヒ居リ
シカ或ハ殺害者ニ於テ危急ニ迫リタルニモ非ラサルニ他ヲ殺害シタ
リトセハ爲害者ハ勿論殺人罪タルヲ免レスト雖モ之ニ反シテ一方ノ
對手ハ既ニ争鬪ヲ止メ或ハ止メントシタル後他ノ對手ヨリ攻撃ヲ受
ケ之ヲ防ク爲メ他ノ對手ヲ殺害シタル如キハ宥恕スヘキ防禦殺害ト
ス此ノ故ニ法律上宥恕スヘキ殺害ト爲スニハ一方ノ對手ハ他ノ對手
ヲ殺害スル前既ニ一步ヲ引キ或ハ争鬪ヲ止メテ安全ノ場所ニ退キタ
ルコトヲ必要トス抑モ獨立國相互ニ敵對シテ戦端ヲ開クニ當リ敵人

ヲ避クルハ卑怯ノ譏ヲ免ル、能ハスト雖モ一私人間ノ争鬪ニハ斯ノ如キ譏ヲ招クノ憂ヒナシ如何トナレハ主權者及ヒ其裁判所ハ直ニ被害者ニ對シテ相當ノ救濟ヲ施セハナリ故ニ攻撃ヲ受ケタル對手ハ溝渠若クハ墻壁等ヲ隔テルカ其他猛烈ナル攻撃ヲ避クルニ適當ナル場所ニ退カサル可カラス然ルモ猶ホ攻撃ヲ受ケ勢ヒ攻撃者ヲ殺害スルニ非ラサレハ自己ノ生命ヲ全フスル能ハサル場合ニ限り之ヲ殺害シ得ルハ一般法理ノ原則ナリトス

防禦ノ方法如何ニ依テ或ハ殺人罪タリ或ハ宥恕スヘキ殺害トナル如ク時日ノ如何モ亦最モ必要ナリトス如何トナレハ争鬪ヲ止メタル後對手ヲ追跡シテ之ヲ攻撃スルカ如キハ是復讐ニシテ防禦ニ非ラサレハナリ且法律ハ人ヲシテ自衛防禦ヲ口實トシ謀殺ノ罪ヲ免レシムルコトヲ許サス例ヘハ甲乙兩人互ニ決鬪ヲ約シ初メ甲ヨリ攻撃ヲ加ヘ

點最モ少ク印度論理ハ之ニ次キ支那論理ハ最後ニ在ルヘシ本邦ノ如キハ支那論理ヲ學ヒタル者ナルヲ以テ毫モ論理ナシト云フモ誣言ニ非サルヘシ而シテ古今東西トモ非常ノ見識家ノ述フル所ハ自然論法ニ協ヒテ今日ヨリ之ヲ非難セントスルモ得ヘカラサル者アリサレハ此ノ如キ人ニ對シテハ論理學ハ實ニ無用ノ學問ト云フヘシ思フニ論理學ノ議論ニ於ケルハ猶ホ算盤ノ算術ニ於ケルカ如シ唯其益ヲ爲ス所以ハ議論ヲシテ成ルヘキタケ其誤ヲ少ナカラシメ之ヲ容易クセシムルニ在リ然リト雖モ非常ノ見識家ハ何レノ世ノ中ニテモ得難キモノナリ余輩凡人ノ如キハ刻苦シテ論理ヲ學フト雖モ尙ホ其議論ニ過アルヲ免カレス先哲豫メ之ヲ慮リテ論法ヲ制定シテ之ヲ後世ニ殘サレタリ然リト雖モ過ノ原因議論ノ種類ハ千狀万態ナルヲ以テ先哲ト雖モ之ヲ能ク網羅スルコト能ハス猶ホ習慣法律アリ成典ヲ編製シテ

猶ホ遺漏アルカ如シ余輩今日論法ニ欲點アリトテ之ヲ喋々スルハ先哲ノ罪人ト謂ハサルヲ得ス現ニ支那論法ノ中ニハ希臘論法ニハ適法セサルモノ最モ多カリ西洋論法ト雖モ悉ク適法ストハ謂フヘカラス況ンヤ本邦ノ論法オヤサレハ今希臘論理ヲ講スルニ當テ其行届カサル所アリトモ諸氏之ヲ恕シテ可ナラン

第二篇 命題

第一章 命題類別

第一項 句類總論

前數回ノ講義ニ於テ論理學ノ總論ハ終リタレハ是ヨリ論理學ノ本論ニ遷ルヘシ緒テ諸先輩ノ說明法ニ由レハ先ツ語辭篇ヨリ始メ而シテ後ニ命題篇ニ移ル筈ナリ然レトモ語辭ノ無形ナルヤ有形ナルヤ固有ナルヤ普通ナルヤ明瞭ナルヤ曖昧ナルヤ等ノ事ハ余ノ喋々ヲ俟タス

命題

命題類別

句類總論

Indicative Sentence
Simple

シテ大畧諸氏ノ承知セラル、所ナリ故ニ余ハ語辭ノ爲メニ贅辯ヲ費
スヲ好マサレハ直ニ飛テ命題篇ニ移ルヘシ
文法ヲ案スルニ句ニハ種々ノ類アリテ漠然思想ヲ顯ス者アリ疑ヲ質
ス者アリ希フ者アリ感シ嘆スル者アリ敬ヒ崇ムル者アリ實ニ數多ノ
類アリト謂フヘシ然ルニ論理學ハ確實ノ事實ヲ述ヘタル思想ヲ求ム
ルコトナレハ第一ニ擧ケタル漠然ト思想ヲ顯ス句ヲ採用スルナリ今
此類ノ句ヲ直顯句ト稱スヘシ此直顯句ニ三種ノ別アリ第一、句ノ意義
單純ニシテ復之ヲ分析セントスルヲ得ヘカラサル者アリ例之ハ帽子
ハ黒シ手巾ハ白シ等ノ句此類ニ屬スヘシ今之ヲ單句ト稱スヘシ第二、
數多ノ單句ヲ鍊合シテ宛モ單句ノ如ク述ヘタル者アリ例之ハ唯人間
ノミ能ク笑フ時ハ得難ク失ヒ易シ貴族ハ公ナルカ侯ナルカ伯ナルカ
子ナルカ男ナルカナリ等ノ句此類ナリ唯人間ノミ能ク笑フトハ人間

論理學

十五

Disjunctive
Comp. Indic.
Sentence

Conjunctive Compound
Indicative Sentence

ハ能ク笑フ、笑フ者ハ人間ナリトノ義ナリ故ニ之ヲ二句トナスヲ得ヘシ時ハ得難ク失ヒ易シトハ時ハ得難シ、時ハ失ヒ易シトノ義ナリ故ニ又之ヲ二句トナスコトヲ得ヘシ此類ノ句ヲは聯續體ノ複句ト稱スヘシ次ニ貴族ハ云々ノ句ハ貴族ハ公ナリ貴族ハ侯ナリ云々ノ五句ヨリ成レトモ此五句ノ意義ハ前二例ノ如ク都合ヨリ纏リ合ハサルナリ蓋シ公ナル者ハ侯タラス公、侯タル者ハ伯タラス公、侯、伯タル者ハ子タラス公、侯、伯、子タル者ハ男タラサルヲ以テ五句ノ意義各別々ニシテ鍊合セ難キ者ト知ルヘシ斯ノ如キヲは隔絶體ノ複句ト稱スヘシサレハ複句ニハ二種アリト知ルヘシ第三、接續詞ヲ以テ二箇ノ單句ヲ聯絡シテ一句ノ如ク爲シタル者アリ例之ハランブモ既ニツキタレハ夕暮ニ近ツキタリト覺エタリ白墨モ盡キカ、リタレハ餘程講義ヲ爲シタリト知ル等ノ句此類ナリト心得ヘシ今此類ノ句ヲは稜句ト稱スヘシ稜句ハ甚タ

複句ニ似タリト雖モ之ト稍、其姿ヲ異ニセリラン、
夕暮ニ近ツキタリト覺エタリトアルハ、ラン、
ト云フ句トノ二者ヨリ成リ此二句ヲ聯
絡スル者ハ「アレハ」ノ接續詞ナリ而シテ「夕暮ニ近ツキタリト覺ユ」トノ
句ハ此繹句ノ本意ニシテ「ラン」モ既ニツキタリトノ句ハ此本意ヲ協
ハシムル事情ナリサレハ繹句ノ本意ト事情トハ主從ノ關係アリト見
做スヘキナリ

以上説明スル所ノ單句、複句、繹句ハ皆論理學ニ於テ要アル句ナリ單句
ハ所謂無限命題ノ本體ナリ勿論複句、繹句ナリトテモ無限命題ト見做
スヘキ場合往々ナキニ非スト雖モ斯ノ如キハ寧ロ變則ニシテ決シテ
正則トハ爲スヘカラス複句ハ其二種トモ皆雜繹命題ヲナシ繹句ハ顯
限命題ヲナス而シテ隔絶體ノ複句ハ所謂駢顯命題ヲ成ス者ナリ今此

ε Categorical Proposition

ε Singular, ,,

υ Indefinite ,,

κ Conditional ,,

ε Complex ,,

別命題ノ類

句ト命題トノ關係ヲ圖ニテ示セハ左ノ如クナルヘシ

單句.....無限命題 (Categorical Proposition)

句
複句

聯續體

隔絶體

雜糅命題 (Complex Proposition)

駢顯命題 (Disjunctive Proposition)

糅句.....顯限命題 (Hypothetical Proposition)

第二項 命題ノ類別

命題ニハ其類多シ今之ヲ五類ニ區別ス曰無限命題曰單義命題曰不定

義命題曰有限命題曰雜糅命題是ナリ

茲ニ無限命題ト云フハ別ニ制限ヲ加ヘス漠トシテ陳ヘタルコトヲ云

ヒ單義命題トハ其陳ヘタルコトカ一ヶ條ニ限レルモノヲ云ヒ不定義

命題トハ制限ノ詳ナラサルヲ云ヒ有限命題トハ其制限ノ明カナルコ

トニシテ雜糅命題トハ數多ノ事柄カ集リ居ルモノヲ云フナリ以下之
ヲ畧論スヘシ

凡テ命題ニハ量質^をノ二義アリ之ヲ區別セサル可カラス之ヲ辨別スル
爲メニ甲^ハ乙^{ナリトアル}命題ヲ探リテ之ヲ研窮スヘシ

此命題ニ於テ甲^トハ發題者ノ取り出シテ述フル所アラントスル思想
ヲ代表スルモノナリ而シテ乙^ハ此^甲ヲ明悉ニシ明瞭ニセシ爲メノ道
具ト成ル甲^ト異ナル思想ヲ代表スルナリ抑此所ニ陳ヘシ乙^{ナル}コト
ハ甲^ノ全部ニ對シテ陳ヘシカ將タ甲^ノ一部分ニ對シテ陳ヘタルモノ
ナルカ之レヲ窮知セサル可カラス語ヲ換ヘテ之ヲ云ヘハ甲^ノ全部ニ
對シテ云ハントスルカ將又其一部分ノミニ對シテ云フ所アラントス
ルカノ旨ヲ熟知セサル可カラス例之ハ人間ハ必ス食ハサル可カラス
ト云ハ、其意ハ人間一般ニ對シテ述ヘタルモノタルコト疑フ可カラ

ア Affirmative
ナ Negative

カ Universal (Bain)
ク Particular (Bain)

ス又サル人間ハ盲ナリト云ハ、是レ人間ノ一部分ニ對シテ述ヘタル
コト明ナリ
此_カ甲_ナト乙_トノ關係ヲ量ト云フナリ其_カ甲_ナ一般ニ對シテ述ヘタルトキハ
周義ニシテ其_カ甲_ナノ全部ニ對シテ述ヘサルトキハ不周義トス周義不周
義ト云フ名ノ字義ハ方向ヲ示ス辭ニシテ別ニ意義ナシ周ハ思想ノ周
ク及フ義ナリ蓋自撰ノ名稱ニシテ原語ヲ譯セシモノニ非ス
次ニ質ノ何タルコトヲ講述センニ命題ニ由リテハ是ハ然リト自ラ主
張スルコトアリ又然ラスト否ムコトアリ其然リト主張セル場合ヲ正_カ
定ト稱シ否ム場合ヲ否定ト稱ス此正定否定ノ語ハ印度論理語ニアレ
トモ其義高尙ニシテ了解シ難シ依テ今之ヲ用キス此承認シ或ハ否拒
スルヲ質ト云フナリ講義ニ於テ往々正否ト云フコトアルヘシ即チ正
定否定ノ畧語ニシテ質ノコトナリト承知セララル可シ

既ニ述フル如ク量ニハ全体ヲ取りテ云フモノト又一部ニ附テ云フモノトアリ其中ニモ唯一箇ニ限りテ云フコトアリ例之ハ「東京ハ日本ノ都ナリ」ト云フ如キ日本ノ都ハ多ケレトモ其人ノ云ハントスルモノハ唯東京ノミナリ又「徳川秀忠ハ家康ノ子ナリ」ト云フ等皆一箇ニ限りテ云フコトナルヲ以テ之ヲ單義命題ト云フ左レハ其人ノ云ハントスルコトハ既ニ充分云ヒ盡シタルモノナリ而シテ周義命題ハ其中ニ在ル事物ハ一箇ナルモ百箇ナルモ皆同一様ニ審ニシ明ニスルナレハ單義命題ハ全ク周義ノ一類ナリ故ニ余ハ別ニ其題目ヲ置テ講セサルナリ」又不定義命題トハ何事カ云ハント欲スルニハ相違ナケレトモ其言ハントスル事ハ全部ニ及フモノナリヤ將タ一部分ノミニ限ルモノナリヤ判然セサルモノヲ云フ「そこら位の事ならん」ト云フカ如キ是ナリ即チ何事歟ハ判然セサレト之ヲ前後ノ關係ニ求ムレハ知ルヲ得ヘキ事

物ニ對シテ述ヘタルモノナリ唯命題ニテ「そこら」（註ト云ヒ）「ならん」ト云ヒテ量ノ判然セサルノミナリトス按スルニ論理學ニハ既ニ不周義命題ノ設アリテ量ノ判然セサルモノヲ編入スルコトナレハ不定義命題ハ宜シク不周義中ニ操リ込ムヘシ依テ余ハ別ニ此題目ヲ立テ、論セス

無限命題ニ四種アリ元來正定周義命題トハ周密ニ言ヒ盡セルコトニシテ否定周義命題トハ打消ヲ全クスルモノナリ又全部ニ及ホサスシテ云フタルトキハ之ヲ正定不周義命題トシ全部ニ及ホサスシテ打消タルトキハ之ヲ否定不周義命題トス之ヲ一般ノ符牒ニ「ア」「エ」「イ」「オ」ト稱ス

- (A) 正定周義
- (E) 否定周義

*Hypothetical Proposition
Disjunctive

(I) 正定不周義

(イ)

(O) 否定不周義

(オ)

次ニ制限ノ附キタル命題ヲ述ヘンニ其類多ケレトモ余ハ先ツ之ヲ左ノ二種ニ區別ス

第一 顯限命題

第二 駢顯命題

第一 顯限命題トハ制限ヲ顯ハスモノナルヲ以テ何事タリトモ制限

アレハ則チ可ナリ前述ノ糅句ハ皆是ナリ之レニモ〔ア〕〔エ〕〔イ〕〔オ〕ノ四種アリ

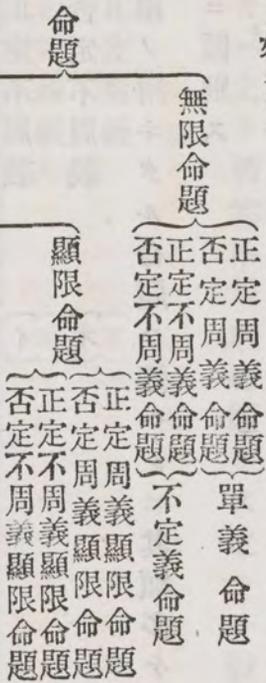
第二 駢顯命題トハ二箇以上ノコトヲ排列シテ顯ハスモノナリ之ヲ

二箇ニ限ルトスルコト普通ナレトモ法律文等ニハ數多ノ事項ヲ排列スルモノアリ一言ニシテ述フレハ是レカ其レカト云フ如キ互ヒ違ヒ

ニ其中ノ一ヲ取りテ二箇ハ同時ニ取ラサルモノヲ云フ而シテ甲若クハ乙若クハ丙ト云フ如キハ皆是レヲ俱ニ立ツヲ得ヘキモノトナスヘキヤ否ヤニ關シテハ議論ノアルコトナレトモ兎ニ角之レヲ駢顯命題トナス

雜糅命題トハ糅語ヲ有シ若クハ糅語ヨリ成レル命題ニ下セル稱ニシテ雜糅ノ考ノ澤山入りアルモノヲ云フ

以上講述スル所ニテ命題類別ノコトハ全ク終リタリ之ヲ表ニテ述フレハ左ノ如シ



有限命題

駢顯命題

雜糅命題

命題辯義

語辭辯義

第二章 命題辯義

第一項 語辭辯義

上來述ヘシ如ク論理學ニテハ意味單純ニシテ之ヲ分割スルコトヲ得サルモノヲ取リテ命題ノ本体トスルナリ今之ヲ式ニテ書スルトキハ左ノ如クナル可シ

凡テノ[甲][ハ][乙]ナリ

右ニ記シタル[甲][ト][乙][ト]ハ共ニ一ノ符號ナレハ何事何物ヲ之ニ嵌込ムモ可ナリ此式中ニテ最モ肝要ナル者ハ[甲][ト][乙][ト]ニシテ甲ヲ以テ主人格トシ乙ヲ以テ主人ナル甲ヲ審ニスル爲メ言ハサルヲ得サル[甲]ノ定

義ナリトス是ヲ以テ乙ヲ賓位格トス語ヲ換ヘテ之ヲ云ヘハ甲ハ乙ノ
 爲メニ審ニシ明ニセラル、モノニシテ乙ハ甲ヲ審ニシ明ニスルモノ
 ナリ既ニ甲ハ主人格ナレハ是レ則チ主位ヲ占ムル意義ナリ乙ハ甲ニ
 客對スレハ賓位ヲ占ムル意義ナリ而シテ甲乙トモ必スシモ一語ニテ
 ハ事足ラス何十言モ何百言モ重ネサルヲ得サルコトアルヘシ何レニ
 テモ纏リタル考タラサル可カラス余力之ヲ語ト云ヒテ辭ト云ハサル
 モノハ語數ニ關係ナキ故ナリ
 主位ノ考ト賓位ノ考ト双方關係スルハ明カナリ而シテ總テ關係トハ
 意義ノ連絡ヲ云フコトナレハ何カ甲ト乙トヲ連絡スル辭ナカルハカ
 ラス按スルニ總テ命題ニハアリノ一言アリテ之ヲ連絡スルトシテ可
 ナリ例ヘハ爰ニ甲ヲ今日トシ乙ヲ雨降ルトスルトキハ如何ナル命題
 ナ得ヘキヤト考フルニ左ノ如クナルヘシ

正定周義
命題

今日ハ雨カ降ル

「今日」下ハ主位ニテ「雨カ降ル」トハ「今日」ナル意義ヲ審ニシタルモノニテ
實位ナリ而シテ此場合ニハ「雨カ降ル」ト云フ中ニ「アリ」ノ一言ヲ畧シア
ルト見ルヘシ

第二項 正定周義命題

正定周義ノ命題ハ符號ニテ「ア」ノ命題ト云フ廣ク主位ノ全部ヲ承認シ
タルモノナリ蓋實位ニシテ主位ノ全体ヲ審ニセサルトキハ周義ニア
ラサルナリ正定トハ承認スルヲ言フ

此命題ノ目印ハ「大凡」「總テ」「凡テ」ノ「何等」ノ「各」「必ス」「悉ク」「皆等」ニシテ何レモ
全体ニ及ホシテ云フ語ナリ適例ハ後ニ至テ述ン楮テ總テ斯様ノ語ハ
副詞ナルモ形容詞ナルモ皆主從ニ屬ス而シテ命題カ正定ナルヤ否定
ナルヤヲ定ムルニハ接辭ニ屬スル打消ノ語アルヤ否ヤヲ見ルヘシ若

シ打消シノ語カ主位若クハ賓位ニ係ルトキハ何等ノ效モ無シト雖モ其接辭ニ係ルトキハ之カ爲メニ命題否定ト爲リテ其意義ヲ前ノ裏ニスルナリ又打消ノ接辭ニ係ルヤ否ヤヲ見定ムルハ各自ノ發明經驗ニ在リテ臨機應變ナレハ今爰ニハ纏ニ其概畧ヲ示スノミ
周義ノ意味目印肝要ノコトナレハ之ヲ説明スヘシ

〔凡ソ〕總テト云フ言ハ一所ニ述フヘシ此二言トモ副詞ニシテ主位ノ意義ニ對シ一綱ニ纏メテ云フコトニシテ提出シタル事柄ヲ一々定ムルニアラス提出シタル事柄ノ全体ヲ一纏ニシテ云フナリ

〔必ス〕ナル言ハ意義ノ性質ヲ定ムルモノニシテ其量數ニ關セス之ニ反シテ前ノ〔凡ソ〕又ハ總テハ事柄ノ量數ヲ定ムルモノナリトス例ヘハ帽子ト云フモノ、定義ヲ與ヘンニ帽子ハ概シテ織物ヲ以テ製シタル柔ニシテ能ク頭上ヲ掩フモノナリト云フヲ得可シ何トナレハ帽子ハ麥

藁ヤ羅紗ニテ作ルヲ以テ普通トシ金ヤ石ニテ作ルモノハ甚タ稀ナレ
 ハナリ今此定義ニ適スルモノヲ求ムルニ其數ハ世界中幾何アルヤ知
 ルヘカラス是レ則チ帽子ナル語ニ籠レル事物ノ量數ナリ故ニ數ヲ定
 ムルトキハ「凡ソ」都テ「テ用キルモ其性質ヲ定ムルトキハ」必ス「決シテ」等
 ナ用キテ性質ヲ定ム可キスリ「何等ノ」「各」等ハ何レモ提出シタル事柄ノ
 一々ヲ抑ヘテ云フコトニテ先ツ各自ノ意味ヲ定メ後チ微カニ全体ニ
 及ホスモノナリ
 「悉ク」皆「等」ノ語ハ一々抑ヘテ意義ヲ定メ最後ニ全体ヲ括クルモノニテ
 「何等ノ」ト云フ語ヨリ意義稍廣シ
 「都テノ」ノ語ハ曖昧ナル語ナリ例之ハ「都テノ人間ハ目鼻ヲ持ツ」ト云ヘ
 ハ人間全体カ目鼻ヲ持ツト云フカ如クナルモ能ク考フレハ人々孰レ
 モ目鼻ヲ持ツト云フコトナリ又西洋ノ格言ニ「都テノ光ルモノハ黃金

ニアラスト云フモ或ル光ルモノハ貴金ニアラストノ義ナリ然ルニ日本ノ都テノ歳入ハ六千万圓ナリト云ハハ總高ヲ指シタルモノナリサレハ都テノハ二義ヲ有セリト知ルヘシ茲三アノ命題ノ適例ヲ舉ン三今日ハ雨カ降ルト云ハハアノ命題トナルコヽニハ何等ノ周義ノ目印モナケレトモ今日ハ全体ヲ指セハナリ又智者ハ水ノ如シト云フモ凡テノ智者ト云フコトナリ又打消ノ語アルトキハ能ク注意セサル可カラス例ハ凡ソ天下ノ人楠公ノ大節ヲ稱セサルハナシト云ハハ命題中三稱セスアルト云ヒ又者ナシト云フ俱ニ否定ヲ顯ハスコトナレトモ命題總体ノ意義ハ大凡ソ天下ノ人悉ク楠公ノ大節ヲ稱ストノ意義ナレハ命題ハ無論正定ナリ又賢ト不肖トヲ問ハス慾ニ溺レサルモノハ稀ナリト云ハハ則賢不肖ヲ問ハス皆慾ニ溺レサルハ無シトノ意義ナレハ總テ否定ヲ表ハス語ハ都合三個

アルモ命題ノ總体ノ意義ハ賢不肖俱ニ慾ニ溺ルトノ義ナレハ復タ正定ナルコト勿論ナリ凡テ言語文章ハ人々ノ氣質ニ依リテ變化スルモノナレハ意味ノ變化ニ注意スルヲ必要トス何レニテモ命題ノ精神ハ如何ナルヤヲ考ヘサル可カラズ決シテ字面語句ニ拘泥ス可カラズ而シテ其精神ヲ取ルニハ世間普通ノ意味通り解釋セサル可カラサルナリ日本語ニテ「何ヤ」「何ナリ」「何ニカアラン」等ノ疑ノ語アルトキハ打消ノ意ニシテ場合ニ依リ「ア」ノ命題トナルナリ

第三項 否定周義命題

否定周義命題トハ符號ニテ「エ」ノ命題ト云ヒ自分ノ承諾セサル意義ヲ顯ハスモノナリ而シテ此命題ニテ打消ス語ハ通常「ス」「ナシ」等ノ語ナリ此二者ハ能ク考ヘサル可カラズ凡テ接辭ニカ、ルトキニ限り否定周義ノ命題トナルナリ又此語ヲ用キサルモ打消トナルコトアリ即チ婉

否定周義
命題

曲ニ言ヒ廻シタルトキ是ナリ例ヘハ論語ニ「巧言令色鮮矣仁」トアル場
合ノ鮮矣ヲ絶テナシト解スルトキハ全ク「エ」ノ命題トナル
斯ノ如ク婉曲ニ「稀ナリ」トカ「少シ」トカアルトキハ能ク注意セサルヘカ
ラス謙遜シテ云フコトアレハナリ

第四項 正定不周義命題

自分ノ主位トシテ提出シタル事柄ニ對シテ賓位ニ於テ充分ニ之ヲ審
ニシアラサルトキヲ云フ而シテ「概ネ」多分ハ「多クハ」多數ノ「二三
ノ」僅ノ「等」ノ不定不周ノ意義ヲ顯ス語アリテ命題ノ主位ヲ占ムル意義
ニ屬スルトキハ其命題ハ不周義ナリト心得ヘシ而シテ論理學ニテ最
モ議論アルハ「二三ノ」ナル語ナリトス英語ノ「サム」ナル語ニ當ル吾人平
生ニ「二三ノ」ト云フハ事柄ノ中ニツヲ指シ或ハニツ以上ヲ指スモノニ
シテ全体ヲ指スニアラス然ルニ論理學上ニテハ甚タ異リタル意味ニ

用キル即チ二三ノノ意味ハ少クトモ一箇以上ニテ都合ニ依リテハ事柄全体ニ及ブヤモ計リ難キコトヲ云フヲ通常トス例ヘハ日報社ニテ「サル代言士」ト云ヒタルハ少クモ一人以上ヲ指シタルナリ然シナカラ其時ノ一人ハ何人ヲ指シタルヤ知ルヘカラス場合ニヨリテハ代言士全體ヲ指シタルヤモ知ルヘカラサルナリ左レハ此場合ニ於テハ前後ノ關係ニ依リテ本人ノ料見ヲ推察スルヨリ外ナキナリ

〔多數ノ〕ト云フ語ハ論理學上ニテハ過半數ト解スヘキナリ十中八九ト云フニアラス僅ノ〔ハ〕二三ノニ少シ意味狭キモ一箇以上三箇位ノ間ヲ彷徨ス少部分トシテ解スヘシ又嫌ヒアリ〔憂アリ〕及ハス〔若カス〕之ヨリ大ナルハ莫シ〔少ナルハナシ〕等ノ比較ノ語ハ凡テ不周義ノ目印ナリトス

第五項 否定不周義命題

否定不周義命題ハ符號ニテ(オ)ノ命題ト云フ此命題ハ其名稱ヲ見テモ
 判ル如ク主位ニアル所ノ意義ハ不周義ニシテ接辭ニ打消ノカ、リタ
 ルモノヲ云フ例ヘハ「天下ノ人必シモ文學無盲ニアラス」又「書ヲ讀マサ
 ル者ハ概シテ識ナシ」ト云フ類是ナリ即チ打消ト制限ト兩方存スル者
 ナリ

否定不周義命題ハ漢文ナトニハ甚タ稀ニシテ常ノ言語文章ニ於テモ
 考ヘテ言フカ或ハ注意シテ綴ル時ニ用キルモノナリ之ヲ以テ世人ハ
 餘リ此命題ヲ活用セス其漢文ニ於テ用キル場合ハ「概シテ」トカ又「必
 シモ」トカ斷リアル時ナリ例ヘハ「人主左右不必賢」ト云フ如キ然リ斯ク
 ノ如キハ皆「オ」ノ命題ナリ「オ」ノ命題ノ目印ニテ注意ス可キハ「纔ニ」ナル
 意義ナリ此纔ニト云フ字ヲ使用スル場合ハ有ルカ無キカト云フノ意
 味ニ當ル時ナリ英語ニテ「ヒウ」ト云フ是ナリ例ヘハ「元虜十萬遭颶風脫

歸者纔三人ト云フ如キ多數ノ元兵ハ颶風ニ遭ヒテ脱歸セサリキトノ
 意義ナリ即チ元兵纔ニ返リシト云フ時ハ論理學上ニテハ多クノ元兵
 ハ死セリト云フコトナリ

又匱シカラス、少ナカラス、易カラス、難カラス、何ヨリ減セス、何ヨリ讓ラ
 ス何ヨリ下ラスト云フ如キ場合ハ皆オノ命題ニシテ即チ否定不周義
 命題ナリトス

顯限命題

第六項 顯限命題

顯限トハ制限ノ加ヘアルモノニシテ前述ノ「ラ」ンゾ「モ」附ケハ既ニ夕景
 ナリト覺ヘタリト云フ加ヘ主從ノ關係ヲ有シ提出シタル事ノ其理由
 ト共ニ現ハレ居ルモノ是ナリ此類ノ命題ニモ亦「ア」「エ」「イ」「オ」ノ四種アリ
 此區別タル舊ハナカリシカトモ近頃之ヲ定ムルニ至リタリ此顯限命
 題ニ相當スル式ヲ掲クレハ

(一) 若シ[甲]ニシテ[乙]タラハ[丙][ハ][丁]ナリ

此式ニ於テ[タ]ラハ[ト]ハ[タル]凡テノ場合ニ於テノ義ニシテ此式ノ周義タルヲ示シ[丙]ハ[丁]ナリト云フニテ其正定ナルヲ示セリ又[甲]ハ[乙]ナリトハ從ノ句ニシテ[丙]ハ[丁]ナリトハ主句ナリ即チ[甲]ハ[乙]ナリト云フハ理由ニシテ[丙]ハ[丁]ナリト云フコトヲ引キ出ス爲メニ述ルモノナリ此[甲][ハ][乙]ナリト云フヲ前項ト云ヒ[丙]ハ[丁]ナリト云フヲ後項ト云フ即チ顯限命題ノ量ハ主從ノ二句ヲ連絡スル接續詞ニヨリテ定リ又其實ハ後項ノ質ニヨリテ定マルモノニシテ後項ニシテ正定ナラハ顯限命題モ亦正定ナリトス

(二) [甲]ニシテ[乙]タラハ[丙][ハ][丁]ニ非ス

此式ニ相當スルモノハ否定周義即チ[エ]ノ命題ナリトス例ヘハ[若シ雨降ラハ道ハ好カルマシ]或ハ[北風吹カハ暖カナルマシ]ト云フ如キ常用

ノコトナリトス

(三) [甲][乙]タル二三ノ場合ニ於テ[丙][丁]ナリ

是レハ正定不周義即チ[イ]ノ命題ナリ例ヘハ「國事犯チ爲シタル者モ左
ル場合ニ於テハ禁錮ニ處セラル可シ」ト云フ如キ然リ

(四) [甲][乙]タル二三ノ場合ニ於テ[丙][丁]ニ非ス

是レハ否定不周義即チ[オ]ノ命題ナリトス例ヘハ「吾輩書ヲ讀ミタリト
モ左ル場合ニ於テハ讀ミタルノ效ナシ」ト云ハ、顯限ノ[オ]ノ命題ト爲
ルナリ

駢顯命題

第七項 駢顯命題

駢顯命題トハ主位若クハ賓位ニ於テ二箇以上ノ相互ノモノヲ容ル、
場合ナリ即チ斯クスルカ若クハ斯クセヨト云フ如キ其二者ノ一ヲ云
フモノナリ例ヘハ此帽子ハ安ヒカ又高ヒカト云フ如キ是レナリ

此ノ如ク駢顯命題ハ相互ノ語ニ箇以上ヲ容ル、モノナルヲ以テ場合ニ依リテハ所謂桂馬ノ禪ニテ二者ノ中孰レカ一ハ避クヘカラサルコトアリ又法律書等ニハ隨分八箇位マテモ綱ヲ張リタルモノアリ然レトモ通常ノ談話ニハ餘リ此命題ヲ用キサルモノナリ蓋理屈ニ流ル、ノ恐アレハナリ

若シ相互ノ語ニシテ主位ト賓位トニアルトキハ駢顯命題ト云ハサルナリ斯クノ如キ場合ハ雜糅命題ナリ今駢顯命題ノ例ヲ舉レハ山陽ノ詩ノ雲耶山耶吳耶越ト云フ如キ又刑法ニ政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊亂スルコトヲ目的ト爲シ内亂ヲ起シタル者ハ左ノ區別ニ從テ處斷ス云々ト云フ如キ其罪ヲ數箇ニ區別シテ犯スコトヲ得皆死刑ニ處セラル、モノナリ此等共ニ駢顯ノ命題ナリトス

古說ニ據レハ駢顯ノ命題ニテハ相互ノ語兩立スルコトヲ得ストセリ

リ近頃ノ人ノ説ニハ之レニ反シテ二者相容ル、モ差支ナシトスルモ
ノアリ余輩此ニ之レヲ考フルニ差支ナシトスル方ハ通常用キル駢顯
ノコトニシテ又二者相容ル、ヲ得ストスル方ハ理ニヨリテ云フモノ
ナリ素ヨリ論理ハ通常言語文章ニ適セサルヘカラス是ヲ以テ余モ亦
新説ニ左袒ス即チ雲耶山耶吳耶越ト云フトキ若シ假ニ天草灘ヨリシ
テ支那國ヲ見渡スヲ得ルトセハ吳ノ山モ越ノ山モ見ルヘク雲ハ勿論
見ラルヘシ依リテ四者共ニ駢立シテ相容ル、ナリ又前陳ノ刑法第百
二十一條及ヒ百三十條ノ罪ノ如キ數罪同時ニ犯スコトヲ得ルノ類是
ナリ然レトモ場合ニ依リテ二者以上共ニ相容レサルコトアリ例ヘハ
狐ハ焦茶色ナルカ若クハ其他ノ色ナリト云フ如キ相並テ容ル、コト
ヲ得サルモノナリ故ニ各其場合ニ由リテ論定セサル可カラス
又按スルニ駢顯命題ニモ周義ト不周義トノ二アルコトナキニアラス

例へハ日本ノ華族ハ概シテ公ナルカ候ナルカ伯ナルカ子ナルカ男爵ナルカナリト云フ此ニ概シテ云フハ華族ナレハトテ必スシモ爵アルモノニアラス中ニハ無爵華族アルヲ以テナリ然レハ駢顯命題ニハ否定正定アルカト云フニ然ラス皆正定ナリ若シ否定トスルトキハ甲若クハ乙ハ丙ニアラストセサルヲ得ス然ルトキハ始終ヲ瓦解スルニ至ラン

第三章

命題相關

命題ノ相關トハ命題ノ相關スル様ヲ云フナリ此定義ヲ下セハ量若クハ質ノ一カ或ハ双方共ニ相違セルノミニテモ主位ト賓位トハ同一ナル二箇ノ命題ノ關係ヲ相關ト稱ス爰ニ(ア)ノ命題ヲ取り凡テノ甲ハ乙ナリト云フ此時ニ於テ其質ノミ換ユルトキハ何等ノ甲モ乙ニアラスト云フコトニ至ル因ニ云フ決シテ

「凡テノ甲ハ乙ニアラス」トハ萬々云フ可カラサルコトナリトス
 今此ニ命題ノ關係ヲ考フルニ一方甲ハ凡テ乙ナリト云ヒ一方ハ凡テ
 乙ニアラスト云フ如キハ双方共取ルニ足ラサルコトナリ例ヘハ一方
 ニテ日本人ハ悉ク盲ナリト云ヘハ一方ニ於テハ悉ク盲ニアラスト云
 フト同様ナリ此關係ヲ稱シテ反對ト云フ又一方ニテハ「エ」ヲ以テ問ヒ
 シニ「ア」ヲ以テ答ヘタル如キ同シク其効ナキモノトス之ニ反シテ量モ
 質モ變ヘテ「二三」ノ甲ハ乙ニアラスト云フトキハ「ア」ト「オ」トノ關係トナ
 ル即チ日本人ハ皆ナ盲ナリト云フトキ之ニ答フルニ「或ル日本人ハ盲
 ニアラスト」云フ如キ是ナリ
 又一方ハ「エ」ノ命題ヲ以テ何等ノ甲モ乙ニアラスト云ヒタルトキ之ニ
 答フルニ「二三」ノ甲ハ乙ナリト云ヘハ可ナリ之ヲ「エ」ト「イ」トノ關係トス
 即チ双方正シキコトナク又正シカラサルコトモナキナリ此相關ヲ乖る

論理學

四十一

五九

五八

小反對ノ關係

Subcontrary

差等ノ關係

Subaltern

戻ト云フナリ
 又一方ニ於テハ「イ」ノ命題ヲ用キ「二三」ノ甲ハ乙ナリト云フトキ其質ノ
 ミチ變ヘテ答フルトキハ「二三」ノ甲ハ乙ニアラスト云フニ至ル然レハ
 「イ」ト「オ」トノ關係トナリ双方共ニ正シケレトモ所謂水掛論ニシテ益ナ
 シ此ヲ小反對ノ關係ト云フ
 次ニ又一方ハ「エ」ノ命題ヲ以テ日本人ハ皆ナ盲ナリト云ヒシニ一方ニ
 於テモ亦或ル日本人ハ盲ナリト云フカ如キハ其效ナキモノトス何等
 ノ甲モ乙ニアラスト云フトキ左ル甲ハ乙ニアラスト云フモ其效ナキ
 コト前ニ同シ
 之ヲ以テ一部分ハ然リト心得タリトテ全躰マテ然リト云フコトヲ得
 ス但全躰ヲ知ルトキハ必ス其一部分ヲ知ルモノトス可シ之ヲ差等ノ
 關係ト云フ

ニ於テ然ルヲ云フナリ試ニ木綿ヲ製造スルニ是レマテ手織ニセリ然ルニ新ニ器械ヲ以テ之ヲ製造スルコト、ナレリト見ヨ木綿カ人間ノ需用ヲ満足スル度ハ同一ナレハ交換價格モ同一ナルヘキ筈ナルニ交換價格ニ差異ヲ生スヘシ是レ生産ノ方法ニ異動ヲ生セシユヘニ交換價格ニ差異ヲ生シタルモノニシテ即チ他ノ事カ同シカラサルナリ左レハ今後モ屢々他ノ事カ同シケレハトカ又ハ他ニ異動ナケレハトカ云フ語ヲ用フルトキハ右ノ意ヲ表スルモノト知ルヘシ試ミニ石炭ヲ其坑中ニ於テ燃燒スルト之ヲ採掘シテ適宜ノ場所ニ運送シテ使用スルトヲ比セハ需用ヲ満足スルコトノ大小大ニ相異ナルヘシ若シ坑中ニテ燃燒セハ其利ヲ蒙ムルハ只近傍ニ止リ段々下層ニ燃入ルニ從ヒテ其用ヲ減スヘク其利甚タ小ナリ之ニ反シテ採掘シタル石炭ナレハ適宜ノ量ヲ適宜ノ場所ニテ使用スルヲ得ル故ニ需用ヲ満足スルコト

遙ニ大ナルヘシ是故ニ其交換價格モ亦大ナリ
 動カシ得ヘカラサルモノ即チ土地ニハ山川アリ池沼アリ耕地アリ牧
 地アリ其種類枚舉ニ遑アラスト雖モ經濟ノ用ニ供シテハ際限アルモ
 ノナリ例エハ川ノ如キハ水車ヲ掛ケテ之ヲ使用スルニ其水勢ニ相當
 ノ水車ヨリ大ナルモノヲ掛ケントスレハ水力足ラサルヲ以テ其川ハ
 用ヲ爲サハルヘシ又池水ヲ田地ニ引用スルニ其池中ノ水ヨリ多クノ
 水量ヲ引用セントスルモ田地ヲ灌漑スル能ハサル如ク其用ニ定限ア
 ルモノナリ假令斯クノ如キ一定ノ際限ナキモ其使用ヲ増スニ從ヒテ
 困難ヲ増シ遂ニ其際限ニ達スヘキモノアリ土地ヲ耕殖スル如キ之レ
 ナリ土地ヲ耕殖スルニハ若干町卜定リタル區域内ニ於テハ資本勞力
 ヲ増加スレハトテ其増加シタル割合ニ生産ヲ増スコトヲ得ルモノニ
 アラス勿論新地ヲ耕殖スル初メニハ資本勞力ヲ増加スルニ從ヒテ其

生産ヲ増加スルヲ得レトモ其増加ニ極點アリテ其點ニ達シタル後ハ
幾何ノ資本勞力ヲ増スモ其割合ニ生産ヲ増加セサルナリ例ヘハ新地
ヲ開キ米麥ヲ播殖スルニ其初メハ肥料ヲ加ヘ耕耘ヲ密ニスル等資本
ヲ加ヘ勞力ヲ増スニ從ヒテ收穫高ヲ増スニハ相違ナキモ或ル極點ニ
達スレハ其以後ハ如何ニ肥料ヲ多ク施スモ如何ニ深ク土地ヲ耕スモ
如何ニ綿密ニ雜草ヲ耘ルモ其割合ニ收穫ヲ増加スルヲ得ルモノニア
ラス資本勞力ヲ増加スル割合ニ却テ其收穫ヲ減少スヘキナリ之ヲ土
地ノ生産減少ノ法ト云フ尤モ其極點ハ農業法ノ改良ヲ以テ動カスヲ
得ヘキモノナリ然レトモ尙ホ其極點ハ何レニカ存在シテ消滅スルモ
ノニアラス故ニ如何程肥料ヲ施セハトテ僅カニ一町歩ノ田地ヲ以テ
日本全國三千七百万ノ人民ニ充分ノ食物ヲ與フルニ足ラサルヘシ嘗
テ「グワノー」ト稱スル白露ニ産スル鳥糞ヲ以テ肥料ノ効驗ヲ試験シタ

ルモノアリ其成績ニ由レハ地坪一「エクタール」三「グワノ」三「百」キログ
 ラム「ヲ」施シタルニ三ヶ年間ニ牧草ノ收穫二千四百六十九「キログラム」
 ナ増シタリ然ルニ其倍ノ肥料即チ六百「キログラム」ヲ用ヒタレトモ收
 穫ノ増加ハ僅ニ二千八百七十「キログラム」ナリシト云フ左レハ肥料ヲ
 増セハ其收穫ヲ増サ、ルニアラサレトモ肥料ヲ施ス割合ニ増加スル
 ナ得ス却テ肥料多キニ過クレハ植物ヲ枯死スルニ至ルコトアリ
 天然物ノ中土地ハ殆ント總テノ生産ニ要用ナルモノニシテ生産ノ爲
 メニ勞力資本ヲ加フル所ノ物質ハ間接直接ニ土地ヨリ生セサルモノ
 ハナシト云フヘシ假令野禽野獸ト雖モ其食物ヲ得ル所ハ土地ヨリス
 左レハ某經濟家ハ生産ノ要物ヲ以テ土地資本勞力ノ三者ニ歸セリ余
 輩ハ交換價格ヲ有シ難キ天然物ト之ヲ有シ得ヘキ天然物トニ類ヲ分
 テ其後者ヲ再分シテ動カシ得ヘキモノト動カシ得ヘカラサルモノト

ナシタルヲ以テ土地ノ意義ヲ狹小ニセリ然レトモ生産要物ノ一ナル
 天然物中其關係最モ廣ク最モ研窮ヲ要スルモノハ土地ニアリ是他ナ
 シ農業ニ至リテハ土地ニ依ラサレハ行フ能ハサルモノニシテ殆ント
 萬般ノ粗生品ハ皆土地ヨリ生スルヲ以テナリ是故ニ先ツ土地ノ生産
 力ニ關スル素質ヲ説カントス此素質ヲ分チテ三トス

第一 耕殖ニ堪ユヘキ力

第二 耕殖ニ適スル力

第三 植物ヲ養成スヘキ力

第一土地ノ耕殖ニ堪ユヘキ力トハ土地ノ廣狹深淺ヲ云フモノニシテ
 地味豊饒地質善良ナルモ境域狹少ニシテ彈丸黒子ノ地ナリセハ如何
 トモスル能ハス又境域ハ廣大ナルモ土地淺クシテ岩頭ニ數寸ノ土地
 アルニ過キサレハ生産ノ利ヲ爲スニ足ラス左レハ耕殖ニ堪ユヘキ力

ノ大小ハ生産ニ關スルコト大ナリ尤人口ノ増加スルトキハ砂原ヲ變シテ田畑トナスニ至ルアリ是レ砂原ハ耕殖ニ適當ナルカ故ニアラスト雖モ尙之ニ勞力資力ヲ加フレハ耕殖ニ堪ユルノ力アルヲ以テ止ヲ得サルニ至レハ之ヲ使用スルモノナリ

第二耕殖ニ適スルカトハ土地ノ表面形質ニシテ地形ノ峻易及地質カ水氣ヲ含有スルカ或ハ地質ノ輕重即チ地質輕ケレハ耕鋤スルニ易ク重ケレバ耕鋤スルニ困難ナルヘシ乾燥ノ遲速水氣熱氣又ハ瓦斯ヲ吸取スル等ノ力如何ヲ云フモノナルカ故ニ人力ヲ以テ容易ニ如何トモスルコト能ハサルモノナリ若シ地形峻峻ナルカ水氣ノ保持不良ナルカ地質重ク耕鋤難キ等ノコトアレハ徒ニ勞力ヲ費ヤシ資本ヲ消スルニ過キスシテ其効驗ハ十分ナルヲ得ス決シテ耕殖ニ適シタルモノト云フヘカラス故ニ生産力ノ關スル所大ナリト云ヘシ

第三植物ハ空氣ヨリ一部分地中ヨリ一部分ノ食物ヲ吸收シテ生育ス
 ルモノニシテ地中ノ食物ヲ吸收スルニハ水及日光ノ力ニ依ル空氣水
 及ヒ日光ノ如キハ植物ノ生長ニ必要ナルモノナレトモ誰ニテモ自由
 ニ得ヘク且ツ無盡藏ニシテ植物ヲシテ此力ヲ借ラサシメント欲ス
 ルモ得ヘカラサルモノナリ故ニ土地ノ生産力ニハ關係セス然レトモ
 地中ノ食物ニ至リテハ早晚盡クルモノトス是故ニ同一ノ土地ニ毎年
 同一種類ノ植物ヲ殖ユルトキハ完良ノ結果ヲ得難シ是レ植物ニ依リ
 其吸收スル食物ヲ異ニスルカ故ニ同一ノ植物ヲ年々同地ニ殖ルトキ
 ハ常ニ同一ノ食物ヲ吸取シテ土地ノ養成力ヲ減スルニ由ル左レハニ
 ヤ農夫ハ毎年同一ノ植物ヲ同地ニ殖ヘス去年麥ヲ殖タル地ニハ今年
 豆ヲ殖ルトカ今年雜穀ヲ殖タル地ニハ來年野菜ヲ殖ルカ如キコトヲ
 行フナリ又土地廣濶ニシテ人々稀少ナレハ甲乙地隔年ニ耕殖スルコ

トアリ皆其植物ニ依リテ異ナルユヘ假令前年ニ異ナリタル植物ノ吸
收シタル間ニ肥料ヲ施シテ地中ノ食物ヲ保育シ土地ヲ枯死セシメサ
ルコトヲ謀ルモノナリ土地カ植物ヲ養成スル力ノ大小ハ收穫良否ノ
決スル所其生産ニ關スルコト大ナリト云フヘシ
天然物ノ種類ヲ説キ終リタルヲ以テ次ニ天惠ニ依リテ生産上ニ差異
アルヲ説カン
熱帶地方ハ生産ニハ非常ノ天惠ヲ有スルモノニシテ經濟ノ簡單ナル
コトハ驚クヘキモノアリ日本等ニテハ芭蕉菓ヲ結ハサルニアラサレ
トモ成熟セスシテ食用ニ供シ難シ熱帶諸國ニテハ盛ンニ産出シ居民
ノ食物トナル此芭蕉耕殖ハ實ニ容易ナルモノニシテ菓實ノ熟スルト
キ樹幹ヲ伐リ新芽ノ生スルトキ僅カニ側地ノ外面ヲ掘返シ置ク井ハ
花ヲ開キ實ヲ結フト云フ而シテ其收穫ノ量ヲ麥ニ比スレハ同一ノ面

積ニテ麥三十石ニ付芭蕉菓四千石ノ割合ニ當ル程ナリ左レハ麥ト芭蕉トハ同一ノ面積ニ耕殖シテ麥ハ一人ノ生ヲ養フニ過キサルモ芭蕉ハ二十五人ヲ養フニ足ルト云ヘリ加フルニ麥ハ之ヲ食スルニ至ルマテハ或ハ舂ツキ或ハ煮サルヘカラサルモ芭蕉ハ唯前ノ勞力ノミニテ生菓ヲ收メテ直ニ食スルヲ得ルモノナリ墨其斯哥ノ或地方ニテハ一日勞スレハ一週間一家族ヲ養フヲ得南洋州ノイースター島ニテハ一年間三日勞働セハ一年間一人ノ生ヲ養フヘシト云フ生計ノ容易ナルヲ推知スヘシ棗樹モ亦熱帶ノ天惠物ナリ此樹ハ一株ニテ五十斤乃至二百五十斤ノ實ヲ産シ二百年以上其生ヲ保チ「エーカ」ノ地アレハ二百本ヲ樹ユヘシ芭蕉ヨリハ少シク注意ヲ要スレトモ勞ハ甚タ少シ故ニ熱帶ノ人民ハ殆ント勞セスシテ口腹ノ欲ヲ満足スルニ足ルト云フヘシ然レトモ生産上ノ天惠ハ却テ人民ノ天惠トナラス其生活ノ易

キニ満足シテ懶惰ニ陥リ進取ノ氣力ナク開明ノ域ニ進ムコトヲ得ス
 人間ニシテ殆ト猿ニ異ナラス暖ナルカユヘニ衣ヲ服スルノ必要ナク
 居ハ雨露ヲ凌ケハ足り食物ハ果實ヲ以テ満足シ吾人カ今日牛肉ヲ啖
 テ味善キヲ稱スルカ如キ樂ミヲ知ラス實ニ憫ムヘキモノナリ寒地ニ
 至リテハ暖地ニ比スレハ天惠薄キヲ以テ生活ニハ甚タ困難ナリトス
 何トナレハ若シ始終勞働セサルトキハ忽チ糊口ニ窮スルヲ以テナリ故
 ニ寒地ハ生活ニ汲々タルヲ以テ開化ノ進ムハ必ス暖地ヨリスルヲ例
 トス則チ亞細亞ノ開化ハ印度ニ始リ歐洲ノ開化ハ埃及ニ起レリ然ル
 ニ暖地ノ開明ハ大ニ上進スルヲ得ス何トナレハ人民偷安ニシテ怠惰
 ニ流レ易キユヘナリ然ルニ寒地ノ開化ハ發達ニ遅ル、モ其一度發達
 スルヤ上進シテ底止スル所ヲ知ラサルカ如シ是レ寒地ハ天惠ニ富マ
 サルヲ以テ油斷ヲ爲ス能ハス少シニテモ偷安ノ念ヲ生シテ油斷セハ

萬國法律週報發行廣告

每週金曜日出版●一冊定價金四錢五厘●八冊豫約前金三十貳錢●十六冊同六拾錢●三十二冊前金壹圓八錢●六十四冊同壹圓九拾錢●但東京區外并各地方遞送ハ別ニ一冊ニ付郵稅壹錢宛申受ケ候●郵便切手代用ヲ禁ス

主筆 英吉利法律學校幹事兼講師 法學士 正七位 渡邊安積

今ヤ我日本帝國ハ條約改正ヲ決行シ全國ヲ開放シ外人ノ雜居ヲ許シ裁判權ヲ恢復シ内外人ヲ問ハス一律ニ我國法ヲ以テ之ヲ處セントス是レ實ニ我國ヲシテ文明國ノ列ニ加ヘ眞正獨立ノ一帝國タラシムル者ニシテ我國民タル者各應分ノ力ヲ出シテ以テ國家ニ盡スヘキノ期ハ抑モ今日ヨリ急且切ナルハナシ就中法律學ヲ以テ已レカ職トスル者ニ至リテハ須ク其技能ヲ盡シ一方ニ於テハ我國法律ノ改良ヲ補翼シ他ノ一方ニ於テハ同胞三千七百萬人ヲシテ法律上ノ智識ヲ涵養セシムルコトヲ勉メサルヘカラス法學士渡邊安積先生大ニ茲ニ慨スル所アリ英吉利法律學校諸氏ノ補助ヲ借り萬國法律週報ヲ發行シ以テ聊カ前述ノ本分ヲ盡サントスルノ舉アリ乃チ本店ニ於テ之ヲ發行シ廣ク國內ニ頒布セント欲ス

明治十九年十二月三日

萬國法律週報發行所

法律書店 錦 水 堂

○英船ノルマントン號 沈没ニ付
キ廣告

英國商船法 正 價

今般英船ノルマントン號沈没ニ付キ船長ノ義務責任ニ關シ攷究ヲ要スル論ヲ俟タス幸ニ法學士山田喜之助氏譯述英國商船法ハ此事ヲ論スル最モ詳カナレハ有志者ノ一讀ヲ煩ス

英國私犯法三版 正 價

ノルマントン號沈没ニ付キ死者ノ遺族ヨリ民事私訴ヲ起シ損害賠償ヲ要求シ得ヘキコトニ關シテハ帝國大學法學協會ニ於テハ英國カンヅベル條例ニ於テ其權アルコトヲ可決シタリ幸ニ英國私犯法增訂第三版第二卷第六編ヲ精讀セラヨ又特ニ第四百四十丁ヲ注意セラレヨ 山田先生ハ蚤トニ此事ヲ確論セリ

東京々橋區三
十間堀壹丁目 九春堂

萬國法律週報廣告

今般萬國法律週報發兌候ニ付校外生諸君ノ爲メ錦水堂ト特約ヲ結ヒ八冊前金貳拾四錢ヲ以テ賣渡シ候但シ東京區外ハ壹冊ニ付郵税金壹錢ヲ申受ケ候

萬國法律週報第壹貳號出版セリ○第壹號目次○法理學○私犯法○不完全義務ノ約定○英吉利制定法撮要○判決例并註解○英國狀師增島六一郎君「ノルマントン」號事件ノ演說○攻法會記事○討論筆記○雜件○第貳號目次○私犯法○判決例并註解○非戸主子弟ノ財產權(山口正毅)○判事登用試驗英國賣買法解釋(法學士高橋捨六)○法學士江木衷君法學指針ノ演說○討論筆記○雜件

英吉利法律學校

○第一科教課及受持講師姓名

第一學年

會社	證據	財產	買賣	賣買	財產	證據	會社
法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上	法全上
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
大谷木備一郎	岡村輝彦	增島六一郎	高橋捨六	高橋捨六	高橋捨六	高橋捨六	高橋捨六
英國刑法	羅馬法	理論財學	英語學	英語學	英語學	英語學	英語學
全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上
米國法律學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
シドモール	澁谷慥爾	渡邊安積	坪井九馬三	駒井重格	菅沼達吉	菅沼達吉	菅沼達吉
合衆國法律	英國刑法	羅馬法	理論財學	英語學	英語學	英語學	英語學
全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
松野貞一	元田肇	岡山兼吉	山田喜之助	奧田義人	土方寧	土方寧	土方寧
代合理	組合法	動產委託	合衆國法律	英國刑法	羅馬法	理論財學	英語學
全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
菊池武夫	松野貞一	元田肇	岡山兼吉	山田喜之助	奧田義人	土方寧	土方寧
親族	私犯	契約	法學通論	法學通論	法學通論	法學通論	法學通論
全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
山田喜之助	奧田義人	土方寧	土方寧	土方寧	土方寧	土方寧	土方寧
第一學年	第一學年	第一學年	第一學年	第一學年	第一學年	第一學年	第一學年

流通證書法	商船法	治罪法	保險法	國際公法	訴訟法	オース法理學	合衆國法律	判決錄	英國公法論	訴訟演習	英語學	財產法	破產法	法律牴觸論	分析法理學	法律沿革論	憲政	行政	訴訟	
全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上	全上
法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士	法學士
土方寧	高橋健三	松野貞一郎	伊藤悌治	植村俊平	增島六一郎	關直彦	シドモール	渡邊安積	イーストレキ	菅沼達吉	菅沼達吉	增島六一郎	增島六一郎	山田喜之助	渡邊安積	增島六一郎	植村俊平	江木衷	增島六一郎	增島六一郎

第一學年																				
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

一 法律原論	テリー氏	法學士	澁谷皓爾
一 私犯法	アヂソン氏	法學士	奥田義人
一 契約法	スミス氏	法學士	土方寧
一 訴訟法	スミス氏	法學士	増島六一郎
一 會社法	科外講義	米國法律學士	グレートハウス
一 成法理論	米國法律學士	高橋健三	
一 臨時講義	米國法律學士	小村壽太郎	
一 臨時講義	法學士	合川正道	
一 英語學	米國法律學士	高須祿郎	
一 卒業論文	米國法律學士	高須祿郎	
一 訴訟演習	米國法律學士	高須祿郎	
一 動產差押法	米國法律學士	高須祿郎	
一 萬國公法論	米國法律學士	高須祿郎	
一 合衆國法律	米國法律學士	高須祿郎	
一 立法學	米國法律學士	高須祿郎	
一 日本法令	米國法律學士	高須祿郎	
一 ナン氏法理學	米國法律學士	高須祿郎	
一 オース法理學	米國法律學士	高須祿郎	

○第二科敎課受持講師姓名

第一學年

一 破産法	ウエストレーキ氏	法學士	増島六一郎
一 法律牴觸論	ホルランド氏	法學士	渡邊安積
一 法理學	ホルランド氏	法學士	江木衷
一 英國法註釋	ブルーム氏	法學士	山田喜之助
一 英法註釋	ブルーム氏	法學士	山田喜之助
一 代埋法	ストリー氏	法學士	山田喜之助
一 買賣法	ベンジャミン氏	法學士	高橋捨六
一 不動產法	ウイルリヤム氏	法學士	元田肇
一 證據法	スチーベン氏	法學士	渡邊安積
一 流通證書法	バイル氏	法學士	土方寧
一 會社法	ウールシー氏	法學士	奥田義人
一 國際公法	ホルランド氏	法學士	岡山兼吉
一 法理學	ホルランド氏	法學士	江木衷
一 破産法	ウエストレーキ氏	法學士	増島六一郎
一 法律牴觸論	ホルランド氏	法學士	渡邊安積
一 法理學	ホルランド氏	法學士	江木衷
一 英國法註釋	ブルーム氏	法學士	山田喜之助
一 英法註釋	ブルーム氏	法學士	山田喜之助
一 代埋法	ストリー氏	法學士	山田喜之助
一 買賣法	ベンジャミン氏	法學士	高橋捨六
一 不動產法	ウイルリヤム氏	法學士	元田肇
一 證據法	スチーベン氏	法學士	渡邊安積
一 流通證書法	バイル氏	法學士	土方寧
一 會社法	ウールシー氏	法學士	奥田義人
一 國際公法	ホルランド氏	法學士	岡山兼吉
一 法理學	ホルランド氏	法學士	江木衷

第二學年

メイソ氏
一法律沿革論
高橋健三

アモス氏
一憲法
伊藤悌治

スネル氏
一衡平法
小村壽太郎

右之通り改定候也

東京神田錦町貳丁目貳番地

英吉利法律學校規則

明治十九年十月

英吉利法律學校規則

第三十八條 通則 遠隔ノ地方ニ在リ又ハ
業務ノ爲メ參校シテ親シク講義ヲ聽ク能
ハサルモノ、便チ計リ校外生ノ制ヲ設ケ

本校講師講義ノ筆記ヲ印刷シテ之ヲ頒ツ
第三十九條 種類 講義録ハ第一級講義
録第二級講義録第三級講義録ノ三種ト

ス但第三級講義録ハ明治二十年九月ヨ
リ之ヲ出版ス

第四十條 出版日 第一級講義録ハ毎土
曜日ニ發兌シ第二級講義録ハ毎水曜日

ニ之ヲ發兌ス

第四十一條 紙數 講義録ハ都テ一冊ノ紙
數九十「ペーシ」ヲ限リトス

第四十二條 記載事件 講義録ハ講義ヲ記
載スルノ外本校ノ記事及廣告類ヲ記載ス
ルモノトス

第二款 校外生入學在學規則
第四十三條 通則 何人ニ限ラス本規則ニ
從ヒ校外生タラント欲スルモノハ試験ヲ
要セス何時ニテモ入學ヲ許ス

第四十四條 教科及修業年限 教科及修業
年限ハ校内生ニ同シ

第四十五條 講義録配付 校外生ニハ每週
一回英吉利法律講義録ヲ配付スヘシ

第四十六條 證書 校外生ニシテ就學證書
又ハ卒業證書ヲ受ケント欲スルモノハ望
ニ依リ試験ノ上之ヲ授與スヘシ

第四十七條 入學手續 校外生タラント欲
スルモノハ其氏名、族籍住所、年齢ヲ記シ
タル入學證ニ束修並一ヶ月分月謝ヲ添ヘ
申込ムヘシ

第四十八條 校外生入學證
第一科何年級校外生入學證
私儀今般貴校へ入學御許可相成候上ハ在學中御規則
堅ク相守可申候仍テ證書如斯候也
宿所族籍
年月日
姓 名 印
年齡
英吉利法律學校御中

第四十九條東修 校外生ハ東修金五拾錢
 ナ納ムヘシ
 第五十條月謝 校外生ハ毎月翌月分ノ月
 謝金七拾錢ヲ納ムヘシ
 但前納セサルモノハ講義録ノ配付ヲ
 見合スヘシ
 第五十一條増金 將來印刷費遞送費等増
 加スルトキハ豫メ通知シテ相當ノ増金ヲ
 納メシムルコトアルヘシ
 第五十二條月謝金不返付 既ニ受領シタ
 ル月謝金ハ假令本人ノ都合ニヨリテ退學
 スト雖之ヲ返付セス
 第五十三條住所通知 住所ヲ轉シ又ハ氏
 名ヲ改稱スルモノハ速ニ本校講義録掛ヘ
 通知スヘシ
 第五十四條月謝金遲滯 月謝金不納ニケ
 月以上ニ及フトキハ退校生ト見做スヘシ
 故ニ再送本ヲ請フモノハ更ニ入學ノ手續
 ナ爲サシムヘシ
 第五十五條月謝金送付手續 月謝金ヲ爲
 替トシテ送致スルモノハ東京神田區錦町
 二丁目二番地英吉利法律學校會計岡山兼
 吉ヘ宛東京神田郵便局ヘ向ケ振込ムヘシ
 第五十六條同上 月謝金ハ郵便切手ヲ以

テ納付スルコトヲ禁ス
 通運會社ニ托シ貨幣ヲ送致スルモノハ配
 達料一錢ヲ添ヘ拂込ムヘシ
 第三款 校外生質問規則
 第五十七條通則 本校々外生講義録ニ登
 載スル諸課目ニ限リ疑問アルトキハ通信
 ナ以テ之ヲ質スコトヲ得但擬律擬判ノ問
 ハ一切答案ヲ付セサルモノトス
 第五十八條質問信書 質問信書ニハ講義
 録ノ號數合本ニ爲シタルタメ號數ノ見課目丁數
 出シ難キトキハ此限ニアラス課目丁數
 ナ示シ疑問ノ要點ヲ明瞭ニ記載スヘシ
 第五十九條答案 凡質問ハ質問委員ニ於
 テ其難易ヲ判別シ主旨自ラ明瞭ナリト認
 ムルモノ若クハ質問通信ノ文意了解シ難
 キモノハ答案ヲ付セサルヘシ
 第六十條問答記載 質問及答案ハ時々講
 義録ノ紙尾ニ登錄スヘシ
 第六十一條質問信書名宛 質問信書ハ本
 校質問委員ニ宛テ郵送スヘシ

○ 正 誤

私犯法二十二頁六行ノ末「得ヘキ」ニ「得ヘ
 カラサル」ノ誤ナリ

法學士高橋捨六先生著

英米身分法

洋製美本全一冊
定價九拾錢

十月廿五日發兌

身分法といふは親族法とも稱し婚姻離婚を始め夫婦親子後見人及び主人奴僕等に關する法理を網羅詳論せるものなり殊に本書は高橋先生一に専修學校の教科用ニ供せんが爲め汎く英米の法典を參照し章を分て節とし節を分て則とし專はら簡易明解を主とせられたる著述なれハ恰も一部の法典を見るに異ならず故に法律に志すの人は勿論苟も親たり夫妻たり後見人たる身分ある人は熟讀し賜ふべき良書たり尙購讀書諸君の便宜を計り目錄書并に見本を調製し置たれば左店の中へ貳錢郵券寄送次第進呈す

神田區表神保町一番地角
英吉利法律學校
教科書賣捌所
錦水堂

銀座三丁目

發賣所
博聞社

訴訟鑑定約定起算相談

ばりすとる法學士 代理人 增島六一郎 英米法律

ノ實地ヲ研究スルノ後 第一着 テ誤リタルカ爲メ

終ヒニ救フニ道ナキモノ少ナカラス 地方事件 殊ニ然テ 通

信局 キ 代理 鑑定辯護立社起業約定 内外商業

取引等ニ關シ當初ヨリ 相談 テ受ケ損害失敗ヲ 未萌 ニ防クノ助力ヲ爲

且英國 倫敦 ナル船舶輻輳ノ中央ニ於テ實地ニ專ラ研究シタル衝

突保險 等ニ關スル訴訟ハ專務ニ之レテ取扱ハントス 遠地 ノ諸

君ト雖事件ノ情况ヲ御記送アラハ急速ニ 回答 セン但シ規則書ハ御申越次

第進呈スヘシ

東京日本橋區本局 六十番館出張所
檜物町六番地

20131025

法學士渡邊安積講義

アンソ
氏 契約法 第十四編 定價金拾錢
郵税金貳錢

第一、四、六、七、八、九、十一編ハ各八錢ツ、
第二、三、五、十、十二、十三編ハ各拾錢ツ、

アンソン氏契約法ハ英吉利契約書中最モ
新シク最モ精覈ノモノニシテ英國大學校
我帝國法科大學及英吉利法律學校等ニ於
テ教課書トナス者ナリ本書ハ慣習法衡平
法制定條例等ノ中ヨリ契約ニ關スル規則
ハ悉ク網羅シ英國現行法ハ一モ洩ス所ナ
シ●本書ハ先キニ出版ニ着手シタル以來
大ニ江湖諸君ノ愛讀ヲ辱シ許多ノ冊數ヲ
賣盡シタルニ不幸ニモ講義者事故アリテ
久シク中絶ノ姿ニ相成リ愛讀諸君ヨリ頻
リニ督促ヲ蒙リ恐縮ノ至リニ堪ヘス然ル
ニ今日ヨリ再ヒ舊業ヲ繼キ續々殘編ヲ出
版シ速ニ竣功スルコトヲ期スヘシ
但初編ヨリ御入用ノ御方ヘハ全部取揃ヘ
差出可申候

神田區神保町一番地
錦水堂

THE IGIRISU HORISU
GAKKO TEXT-BOOK 英文法

律書

第一號第二號第三號出版セリ●第一號目
次○ブラツクストイン氏英法註釋○スミ
ス氏商法○スミス氏訴訟法●第二號目次
ブラツクストイン氏英法註釋○マークビ
ー氏法律論綱○アンダーヒル氏私犯法○
アンソン氏契約法●第三號目次○アン
ダーヒル氏私犯法○アンソン氏契約法○
ブルーム氏英法註釋○スミス氏商法
神田錦町 神田小川町通
英吉利法律學校 錦水堂

明治十九年十二月十一日(定價金貳拾錢)

持主 增島六一郎
印刷人 大谷木備一郎
編輯人 澁谷慥爾
發行所 神田錦町貳丁目貳番地
英吉利法律學校